

基本計画書

基本計画									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		研究科の専攻に係る課程の変更							
フリガナ 設置者		カッポホ ジン トヨ ダイガク 学校法人 東洋大学							
フリガナ 大学の名称		トヨ ダイガクダグアカン 東洋大学大学院（Toyo University Graduate School）							
大学本部の位置		東京都文京区白山5丁目28番20号							
大学の目的		「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」を建学の精神とし、 世界の学術の理論及び応用を研究教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄 与することを目的とする。							
新設学部等の目的		○総合情報学専攻（D） ①総合情報学における3つの応用分野（システム情報、メディア情報、心 理・ スポーツ情報）の専門知識と最先端の情報通信技術の技能を身につけ、自 立的かつ計画的に研究を遂行する能力を持ち、世界の舞台で活躍できる卓越 した研究者・技術者を育成することを目的とする。 ②教育研究上の習得目標は以下の通りである。 ・継続的に最先端の知識・技能を獲得し、総合情報学の3つの分野を発展 させる能力 ・最先端の情報通信技術を諸分野に応用し、3つの分野でイノベーション を 創造できる能力							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	開設時期及 び開設年次	所在地	【基礎となる学 部等】 総合情報学研究 科総合情報学専 攻修士課程 （博士前期課 程） 総合情報学部総 合情報学科
	総合情報学研究科 [Graduate School of Information Sciences and Arts] 総合情報学専攻（D） [Course of Information Sciences and Arts] 計	3	3	-	9	博士 （情報学）	平成30年4 月 第1年次	埼玉県川越市大字鯨 井字中野台2100番地	
同一設置者内における 変更状況 （定員の移行、名称の 変更等）		○学部等設置 社会学研究科（平成29年4月届出予定） 福祉社会システム専攻（M）（40） 国際学研究科（平成29年4月届出予定） 国際地域学専攻（M）（30） 国際地域学専攻（D）（15） 国際観光学研究科（平成29年4月届出予定） 国際観光学専攻（M）（30） 国際観光学専攻（D）（9） 社会福祉学研究科（平成29年4月届出予定） 社会福祉学専攻（M）（40） 社会福祉学専攻（D）（15） ライフデザイン学研究科（平成29年4月届出予定） 生活支援学専攻（M）（20） 健康スポーツ学専攻（M）（20） 人間環境デザイン専攻（M）（20） ヒューマンライフ学専攻（D）（15） 人間環境デザイン専攻（D）（12） 食環境科学研究科（平成29年4月届出予定） 食環境科学専攻（D）（6） ○廃止 文学部 日本文学文化学科 通信教育課程（廃止）（△1,000） ※平成30年4月学生募集停止 法学部 法律学科 通信教育課程（廃止）（△1,000） ※平成30年4月学生募集停止							

		国際地域学研究科（廃止） 国際地域学専攻（M）（△30） 国際観光学専攻（M）（△20） 国際地域学専攻（D）（△15） 国際観光学専攻（D）（△9） ※平成30年4月 学生募集停止 福祉社会デザイン研究科（廃止） 社会福祉学専攻（M）（△40） 福祉社会システム専攻（M）（△40） ヒューマンデザイン専攻（M）（△40） 人間環境デザイン専攻（M）（△20） 社会福祉学専攻（D）（△15） ヒューマンデザイン専攻（D）（△15） 人間環境デザイン専攻（D）（△12） ※平成30年4月 学生募集停止					
教育 課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	
	講義	演習	実験・実習	計			
	総合情報学研究科 総合情報学専攻 （博士後期課程）	18科目	1科目	0科目	19科目	— 単位	

教 員 組 の 設 置 概 要	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手		
			人	人	人	人	人	人	人	
新 設			()	()	()	()	()	()	()	平成29年4月 届出
	総合情報学研究科 総合情報学専攻 (博士後期課程)		8 (8)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
	社会学研究科 福祉社会システム専攻 (修士課程)		7 (7)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	13 (13)	
	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 (博士前期課程)		5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	8 (8)	
	社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 (博士後期課程)		6 (6)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	平成29年4月 届出
	国際学研究科 国際地域学専攻 (博士前期課程)		16 (16)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	20 (20)	0 (0)	0 (0)	平成29年4月 届出
	国際学研究科 国際地域学専攻 (博士後期課程)		12 (12)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)	平成29年4月 届出
	国際観光学研究科 国際観光学専攻 (博士前期課程)		11 (10)	8 (8)	2 (0)	0 (0)	21 (18)	0 (0)	2 (3)	平成29年4月 届出
	国際観光学研究科 国際観光学専攻 (博士後期課程)		8 (8)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	1 (0)	平成29年4月 届出
	ライフデザイン学研究科 生活支援学専攻 (修士課程)		12 (14)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	17 (19)	0 (0)	11 (8)	平成29年4月 届出
	ライフデザイン学研究科 健康スポーツ学専攻 (修士課程)		6 (6)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	11 (11)	平成29年4月 届出
	ライフデザイン学研究科 ヒューマンライフ学専攻 (博士後期課程)		10 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (11)	0 (0)	2 (1)	平成29年4月 届出
	ライフデザイン学研究科 人間環境デザイン専攻 (博士前期課程)		6 (8)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (15)	0 (0)	7 (6)	平成29年4月 届出
	ライフデザイン学研究科 人間環境デザイン専攻 (博士後期課程)		4 (7)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (8)	0 (0)	2 (0)	平成29年4月 届出
	食環境科学研究科 食環境科学専攻 (博士後期課程)		9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	平成29年7月 届出予定
分	計		80 (83)	36 (36)	4 (2)	0 (0)	120 (121)	0 (0)	- (-)	
既 設	文学研究科 哲学専攻 (博士前期課程)		5 (5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	11 (11)	
	哲学専攻 (博士後期課程)		5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	
	インド哲学仏教学専攻 (博士前期課程)		7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	7 (7)	
	インド哲学仏教学専攻 (博士後期課程)		7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	
	日本文学文化専攻 (博士前期課程)		9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	6 (6)	
	日本文学文化専攻 (博士後期課程)		8 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	3 (3)	
	中国哲学専攻 (博士前期課程)		4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	7 (7)	
	中国哲学専攻 (博士後期課程)		4 (4)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
	英文学専攻 (博士前期課程)		7 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	
	英文学専攻 (博士後期課程)		5 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
	史学専攻 (博士前期課程)		9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)	
	史学専攻 (博士後期課程)		9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
	教育学専攻 (博士前期課程)		14 (14)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	8 (8)	
	教育学専攻 (博士後期課程)		9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	
	英語コミュニケーション専攻 (博士前期課程)		3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	
	英語コミュニケーション専攻 (博士後期課程)		3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	
	社会学研究科 社会学専攻 (博士前期課程)		17 (17)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	10 (10)	
	社会学専攻 (博士後期課程)		6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	
	社会心理学専攻 (博士前期課程)		10 (10)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)	
	社会心理学専攻 (博士後期課程)		8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	
	法学研究科 私法学専攻 (博士前期課程)		22 (22)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (22)	0 (0)	16 (16)	

	分	私法学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)	
--	---	-------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	--

		学 部 等 の 名 称	専任教員等						兼 任 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
教 員	既	公法学専攻 (博士前期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	18 (18)
		公法学専攻 (博士後期課程)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)
	組	経営学研究科 経営学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	4 (4)
		経営学専攻 (博士後期課程)	8 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
	織	ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士前期課程)	10 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	50 (50)
		ビジネス・会計ファイナンス専攻 (博士後期課程)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	4 (4)
	の	マーケティング専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	4 (4)
		マーケティング専攻 (博士後期課程)	7 (7)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
	設	理工学研究科 生体医工学専攻 (博士前期課程)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	6 (6)
		生体医工学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		応用化学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	13 (13)
		応用化学専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		機能システム専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	8 (8)
		機能システム専攻 (博士後期課程)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)
		電気電子情報専攻 (博士前期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	10 (10)
		電気電子情報専攻 (博士後期課程)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	0 (0)
		都市環境デザイン専攻 (博士前期課程)	6 (6)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	5 (5)
		建築学専攻 (博士前期課程)	8 (8)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	2 (2)
		建築・都市デザイン専攻 (博士後期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		経済学研究科 経済学専攻 (博士前期課程)	19 (19)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	4 (4)
		経済学専攻 (博士後期課程)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	0 (0)
		公民連携専攻 (修士課程)	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	14 (14)
		生命科学研究科 生命科学専攻 (博士前期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	2 (2)
		生命科学専攻 (博士後期課程)	21 (23)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	27 (29)	0 (0)	0 (0)
		学際・融合科学研究科 ｻｲﾝｽ融合専攻 (博士前期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	2 (2)
		ｻｲﾝｽ融合専攻 (博士後期課程)	4 (4)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)
		総合情報学研究科 総合情報学専攻 (博士前期課程)	12 (12)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		食環境科学研究科 食環境科学専攻 (博士前期課程)	14 (14)	4 (5)	0 (0)	0 (0)	18 (19)	0 (0)	8 (9)
		情報連携学研究科 情報連携学専攻 (修士課程)	14 (14)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	20 (19)	0 (0)	0 (0)
		計	289 (291)	73 (73)	2 (2)	0 (0)	362 (364)	0 (0)	- (-)
		合 計	369 (374)	109 (109)	6 (4)	0 (0)	484 (487)	0 (0)	- (-)
教員以外の職員の概要	職 種		専 任			兼 任		計	
	事 務 職 員		365 人 (365)			181 人 (181)		546 人 (546)	
	技 術 職 員		4 (4)			76 (76)		80 (80)	
	図 書 館 専 門 職 員		30 (30)			9 (9)		39 (39)	
	そ の 他 の 職 員		0 (0)			8 (8)		8 (8)	
	計		399 (399)			274 (274)		673 (673)	

平成29年4月課程変更届出
平成29年7月課程変更届出予定

校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
	校 舎 敷 地		328,615.58㎡	0㎡	0㎡		328,615.58㎡		借用面積		
	運 動 場 用 地		189,576.05㎡	0㎡	0㎡		189,576.05㎡		1,005.61㎡		
	小 計		518,191.63㎡	0㎡	0㎡		518,191.63㎡		借用期間		
	そ の 他		290,230.82㎡	0㎡	0㎡		290,230.82㎡		H11.4.18～		
	合 計		808,422.45㎡	0㎡	0㎡		808,422.45㎡		H41.4.17		
校 舎			専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計		大学全体		
			217,718.73㎡ (217,718.73㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)		217,718.73㎡ (217,718.73㎡)				
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体		
	328室		157室	401室	33室 (補助職員27人)		5室 (補助職員0人)				
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数			10 室		
			総合情報学研究科 総合情報学専攻								
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	学部単位での特 定不能なため、 大学全体の数		
	総合情報学研究科 総合情報学専攻		1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24,441 (23,833)	275 (275)	0 (0)			
	計		1,619,535 [353,557] (1,566,737 [350,403])	17,516 [5,525] (17,516 [5,525])	26,156 [25,519] (26,156 [25,519])	24,441 (23,833)	275 (275)	0 (0)			
図書館			面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体		
			17,211.03㎡		2,746		2,121,775				
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
			21,240.08㎡		野球場1面、サッカー場2面、テニスコート13面、他						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位では 算出不能なた め、学部との合 計	
		教員1人当り研究費等		(千円) 教 授：694 准教授：641 講 師：589	(千円) 教 授：694 准教授：641 講 師：589	(千円) 教 授：694 准教授：641 講 師：589	—	—	—		
		共 同 研 究 費 等		80,000千円	80,000千円	80,000千円	—	—	—		大学全体
		図 書 購 入 費	148千円	164千円	183千円	204千円	—	—	—		図書購入費には 電子ジャーナル・ データベースの整備 費（運用コスト含 む。）を含む。
		設 備 購 入 費	1,187千円	1,279千円	1,394千円	1,509千円	—	—	—		申請研究科全体
		学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		1,020千円	750千円	750千円	—	—	—				
	学生納付金以外の維持方法の概要				手数料収入、資産運用収入等ならびに国庫からの補助金収入によって維持を図る。						

	経済学専攻	2	10	—	20	修士(経済学)	1.15	昭和51年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
既	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員超過率	開設年度	所 在 地	
	公民連携専攻	2	30	—	60	修士(経済学)	0.53	平成18年度	東京都文京区白山5丁目28番20号 東京都千代田区大手町2丁目2番1号	
	国際地域学研究科									
設	国際地域学専攻	2	15	—	30	修士(国際地域学)	0.86	平成13年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	国際観光学専攻	2	10	—	20	修士(国際観光学)	0.90	平成17年度	同上	
	生命科学研究科									
大	生命科学専攻	2	20	—	40	修士(生命科学)	1.30	平成13年度	群馬県巴条郡板倉町泉野1丁目1番1号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は修士(ソーシャルワーク)	0.32	平成18年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
学	福祉社会システム専攻	2	20	—	40	修士(社会学)又は修士(社会福祉学)	0.25	平成18年度	同上	
	ヒューマンデザイン専攻	2	20	—	40	修士(社会福祉学)又は修士(健康デザイン学)	0.50	平成18年度	埼玉県朝霞市岡48番1号	
	人間環境デザイン専攻	2	10	—	20	修士(人間環境デザイン学)	0.40	平成21年度	同上	
等	学際・融合科学研究科									
	ハ・イ・オ・ナ・サイエンス融合専攻	2	12	—	24	修士(ハ・イ・オ・ナ・サイエンス融合)	0.41	平成23年度	埼玉県川越市大字鯨井字中野台2100番地	
	総合情報学研究科									
の	総合情報学専攻	2	15	—	30	修士(情報学)	0.70	平成28年度	同上	
	食環境科学研究科									
	食環境科学専攻	2	10	—	20	修士(食環境科学)	1.15	平成28年度	群馬県巴条郡板倉町泉野1丁目1番1号	
状	情報連携学研究科									
	情報連携学専攻	2	20	—	20	修士(情報連携学)	0.15	平成29年度	東京都北区赤羽台1丁目7番11号	
	大学院博士後期課程									
況	文学研究科									
	哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.55	昭和43年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	インド哲学仏教学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.77	昭和29年度	同上	
の	日本文学文化専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.11	昭和29年度	同上	
	中国哲学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.66	平成11年度	同上	
	英文学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.22	昭和39年度	同上	
状	史学専攻	3	3	—	9	博士(文学)	0.44	平成11年度	同上	
	教育学専攻	3	4	—	12	博士(教育学)	0.33	平成11年度	同上	
	英語コミュニケーション専攻	3	5	—	15	博士(英語コミュニケーション)	0.13	平成19年度	同上	
況	社会学研究科									
	社会学専攻	3	3	—	9	博士(社会学)	0.22	昭和34年度	同上	
	社会心理学専攻	3	5	—	15	博士(社会心理学)	0.66	平成18年度	同上	

	法学研究科									
	私法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.00	昭和41年度	同上	
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
	公法学専攻	3	5	—	15	博士(法学)	0.13	平成12年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
既	経営学研究科									
	経営学専攻	3	5	—	15	博士(経営学)	0.20	平成11年度	同上	
	ビジネス・会計 ファイナンス専攻	3	5	—	15	博士(経営学)または 博士(会計・ファイナ ンス)	0.40	平成22年度	同上	
	マーケティング専攻	3	3	—	9	博士 (マーケティング [*])	0.00	平成24年度	同上	
	理工学研究科									
	生体医工学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	応用化学専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	
	機能システム専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.00	平成26年度	同上	
	電気電子情報専攻	3	3	—	9	博士 (理工学)	0.22	平成26年度	同上	
	建築・都市デザイン専攻	3	3	—	9	博士(工学)	0.22	平成26年度	同上	
大	工学研究科									
	機能システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生 募集停止
	バイオ・応用化学専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生 募集停止
	環境・デザイン専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生 募集停止
	情報システム専攻	3	—	—	—	博士(工学)	—	平成17年度	同上	平成26年より学生 募集停止
	経済学研究科									
	経済学専攻	3	3	—	9	博士(経済学)	0.22	昭和53年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	国際地域学研究科									
	国際地域学専攻	3	5	—	15	博士 (国際地域学)	0.73	平成15年度	同上	
	国際観光学専攻	3	3	—	9	博士 (国際観光学)	0.44	平成23年度	同上	
	生命科学研究科									
	生命科学専攻	3	4	—	12	博士 (生命科学)	0.50	平成15年度	群馬県邑楽郡板橋町 泉野1丁目1番1 号	
	福祉社会デザイン研究科									
	社会福祉学専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(ソーシャルワ ーク)	1.13	平成18年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	
	ヒューマンデザイン専攻	3	5	—	15	博士(社会福祉学)又は 博士(健康デザイン 学)	0.80	平成18年度	埼玉県朝霞市岡 48番1号	
	人間環境デザイン専攻	3	4	—	12	博士 (人間環境デザイン学)	0.33	平成21年度	同上	
	学際・融合科学研究科									
	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	3	4	—	12	博士(バイオ・ナ ノサイエンス融合)	0.41	平成19年度	埼玉県川越市大字 鯨井字中野台2100番地	
	専門職大学院									
	法務研究科									
	法務専攻(法科大学院)	3	—	—	—	法務博士 (専門職)	—	平成16年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	平成28年より学生 募集停止

況	文学部 第1部						1. 14			
	哲学科	4	100	—	400	学士(文学)	1. 20	昭和24年度	同上	
	東洋思想文化学科	4	100	—	400	学士(文学)	1. 23	平成25年度	同上	
既	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又 は称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	東京都文京区白山 5丁目28番20号	平成25年より学生 募集停止
	中国哲学文学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和24年度	同上	平成25年より学生 募集停止
設	日本文学文化学科	4	133	—	723	学士(文学)	1. 14	平成12年度	同上	平成27年度入学定員増 (10人)、平成29年度入 学定員減 (67人)
	英米文学科	4	133	—	519	学士(文学)	1. 15	昭和24年度	同上	平成27年度入学定 員増 (13人)
	英語コミュニケーション学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成12年度	同上	平成29年より学生 募集停止
大	史学科	4	133	—	509	学士(文学)	1. 07	昭和24年度	同上	平成27年度入学定 員増 (23人)
	教育学科						1. 04	昭和39年度	同上	
	教育学科人間発達専攻	4	100	—	360	学士(教育学)	1. 09	平成20年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
学	教育学科初等教育専攻	4	50	—	200	学士(教育学)	0. 95	平成20年度	同上	
	国際文化コミュニケーション学科	4	100	—	100	学士(文学)	1. 35	平成29年度	同上	
	経済学部 第1部						1. 15			
等	経済学科	4	250	—	980	学士(経済学)	1. 17	昭和25年度	同上	平成27年度入学定 員増 (20人)
	国際経済学科	4	183	—	724	学士(経済学)	1. 14	平成12年度	同上	平成27年度入学定 員増 (8人)
	総合政策学科	4	183	—	719	学士(経済学)	1. 14	平成12年度	同上	平成27年度入学定 員増 (13人)
の	経営学部 第1部						1. 13			
	経営学科	4	316	—	1258	学士(経営学)	1. 13	昭和41年度	同上	平成27年度入学定 員増 (6人)
	マーケティング学科	4	150	—	600	学士(経営学)	1. 18	昭和41年度	同上	
状	会計ファイナンス学科	4	216	—	858	学士(経営学)	1. 10	平成18年度	同上	平成27年度入学定 員増 (6人)
	法学部 第1部						1. 16			
	法律学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1. 15	昭和31年度	同上	
の	企業法学科	4	250	—	1000	学士(法学)	1. 16	昭和40年度	同上	
	社会学部 第1部						1. 13			
	社会学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1. 14	昭和34年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
状	社会文化システム学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1. 12	平成12年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
	メディアコミュニケーション学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1. 16	平成12年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
	社会心理学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1. 12	平成12年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
の	社会福祉学科	4	150	—	560	学士(社会学)	1. 10	平成4年度	同上	平成27年度入学定 員増 (40人)
	理工学部						1. 11			
	機械工学科	4	180	—	690	学士(理工学)	1. 08	昭和36年度	埼玉県川越市大字 鯉井字中野台2100番地	平成27年度入学定 員増 (30人)
状	生体医工学科	4	113	—	439	学士(理工学)	1. 09	平成21年度	同上	平成27年度入学定 員増 (13人)
	電気電子情報工学科	4	113	—	449	学士(理工学)	1. 13	昭和36年度	同上	平成27年度入学定 員増 (3人)
	応用化学科	4	146	—	558	学士(理工学)	1. 09	昭和36年度	同上	平成27年度入学定 員増 (26人)

況	都市環境デザイン学科	4	113	—	439	学士(工学)	1.10	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	建築学科	4	146	—	578	学士(工学)	1.15	昭和37年度	同上	平成27年度入学定員増 (6人)
	国際地域学部						—			
	国際地域学科						—	平成9年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
既	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員 超過率	開設年度	所 在 地	
	国際地域学科 国際地域専攻	4	—	—	—	学士 (国際地域学)	—	平成22年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	平成29年より学生募集停止
	国際地域学科 地域総合専攻	4	—	—	—	学士 (国際地域学)	—	平成22年度	同上	平成29年より学生募集停止
	国際観光学科	4	—	—	—	学士 (国際観光学)	—	平成13年度	同上	平成29年より学生募集停止
設	国際学部						1.03			
	グローバル・イノベーション学科	4	100	—	100	学士 (グローバル・イノベーション学)	0.99	平成29年度	同上	
	国際地域学科						1.04	平成29年度	同上	
	国際地域学科 国際地域専攻	4	210	—	210	学士 (国際地域学)	1.06	平成29年度	同上	
大	国際地域学科 地域総合専攻	4	80	—	80	学士 (国際地域学)	1.00	平成29年度	同上	
	国際観光学部						1.06			
	国際観光学科	4	366	—	366	学士 (国際観光学)	1.06	平成29年度	同上	
	生命科学部						1.06			
学	生命科学科	4	113	—	439	学士 (生命科学)	1.05	平成9年度	群馬県邑楽郡板倉町泉野1丁目1番1号	平成27年度入学定員増 (13人)
	応用生物科学科	4	113	—	439	学士 (生命科学)	1.07	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増 (13人)
	食環境科学科	4	—	—	—	学士 (生命科学)	—	平成21年度	同上	平成25年より学生募集停止
	ライフデザイン学部						1.09			
等	生活支援学科						1.07	平成17年度	埼玉県朝霞市岡48番1号	
	生活支援学科 生活支援学専攻	4	116	—	448	学士 (生活支援学)	1.15	平成21年度	同上	平成27年度入学定員増 (16人)
	生活支援学科 子ども支援学専攻	4	100	—	400	学士 (生活支援学)	1.00	平成21年度	同上	
	健康スポーツ学科	4	180	—	690	学士 (健康スポーツ学)	1.09	平成17年度	同上	平成27年度入学定員増 (30人)
の	人間環境デザイン学科	4	160	—	630	学士 (人間環境デザイン学)	1.12	平成18年度	同上	平成27年度入学定員増 (10人)
	総合情報学部						1.15			
	総合情報学科	4	260	—	1040	学士(情報学)	1.15	平成21年度	埼玉県川越市大字鯨井字中野台2100番地	
	食環境科学部						1.06			
状	食環境科学科						1.13	平成25年度	群馬県邑楽郡板倉町泉野1丁目1番1号	
	フードサイエンス専攻	4	70	—	280	学士 (食環境科学)	1.12	平成25年度	同上	
	スポーツ・食品機能専攻	4	50	—	200	学士 (食環境科学)	1.14	平成25年度	同上	
	健康栄養学科	4	100	—	400	学士 (健康栄養学)	0.99	平成25年度	同上	
の	情報連携学部						1.07			
	情報連携学科	4	400	—	400	学士(情報連携学)	1.07	平成29年度	東京都北区赤羽台1丁目7番12号	
	文学部 第2部						1.12			
	東洋思想文化学科	4	30	—	120	学士(文学)	1.15	平成25年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	

況	インド哲学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	昭和31年度	同上	平成25年より学生募集停止
	日本文学文化学科	4	50	—	290	学士(文学)	1.17	昭和27年度	同上	平成29年度入学定員減(30人)
	教育学科	4	40	—	160	学士(教育学)	1.06	昭和39年度	同上	
	経済学部 第2部						1.08			
	経済学科	4	150	—	600	学士(経済学)	1.08	昭和32年度	同上	
既設大学の状況	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定 員 超過率	開設年度	所 在 地	
	経営学部 第2部						1.05			
	経営学科	4	110	—	440	学士(経営学)	1.05	昭和41年度	東京都文京区白山5丁目28番20号	
	法学部 第2部						1.05			
	法律学科	4	120	—	480	学士(法学)	1.05	昭和31年度	同上	
	社会学部 第2部						1.07			
	社会学科	4	130	—	520	学士(社会学)	1.10	昭和34年度	同上	
	社会福祉学科	4	45	3年次 ₁₀	200	学士(社会学)	1.00	平成13年度	同上	
	通信教育部									
文学部 日本文学文化学科	4	1000	—	4000	学士(文学)	0.04	昭和39年度	同上	平成30年より学生募集停止予定	
法学部 法律学科	4	1000	—	4000	学士(法学)	0.00	昭和41年度	同上	平成30年より学生募集停止予定	
附属施設の概要		該当なし								

教 育 課 程 等 の 概 要														
(総合情報学研究科総合情報学専攻博士後期課程)														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
特殊研究 情報分野	システム情報特殊研究Ⅰ	1前				○			3	1				
	システム情報特殊研究Ⅱ	1後				○			3	1				
	システム情報特殊研究Ⅲ	2前				○			3	1				
	システム情報特殊研究Ⅳ	2後				○			3	1				
	システム情報特殊研究Ⅴ	3前				○			3	1				
	システム情報特殊研究Ⅵ	3後				○			3	1				
	小計（6科目）	—				—			3	1	0	0	0	
特殊研究 メディア情報分野	メディア情報特殊研究Ⅰ	1前				○			3					
	メディア情報特殊研究Ⅱ	1後				○			3					
	メディア情報特殊研究Ⅲ	2前				○			3					
	メディア情報特殊研究Ⅳ	2後				○			3					
	メディア情報特殊研究Ⅴ	3前				○			3					
	メディア情報特殊研究Ⅵ	3後				○			3					
	小計（6科目）	—				—			3	0	0	0	0	
分野別・特殊研究 スポーツ情報	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ	1前				○			2	1				
	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ	1後				○			2	1				
	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ	2前				○			2	1				
	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ	2後				○			2	1				
	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ	3前				○			2	1				
	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ	3後				○			2	1				
	小計（6科目）	—				—			2	1	0	0	0	
研究指導	総合情報学研究指導	1～3 前・後					○		7	2				
	小計（1科目）	—				—			7	2	0	0	0	
合計（19科目）		—				—			8	2	0	0	0	
学位又は称号		博士（情報学）		学位又は学科の分野				工学関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
【修了要件】 博士後期課程においては、5年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間を含む）以上に在学し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年間（博士前期課程・修士課程を修了したものにあっては、当該課程における在学期間を含む）以上に在学すれば足りるものとする。 【履修方法】 1. 研究指導科目の履修は、システム情報分野またはメディア情報分野または心理・スポーツ情報分野のいずれかの分野を選択し、原則として、「特殊研究Ⅰ～Ⅵ」の履修は、主指導教授の科目で、各学期に1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。ただし、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、他の指導教授の科目で同じローマ数字の「特殊研究」をあわせて履修することができる。								1 学年の学期区分			2 学期			
								1 学期の授業期間			1 5 週			

「総合情報学研究指導」を各セメスタで履修登録しなければならない。 3. 研究指導科目は、主指導教授の科目を選択すること。 4. 授業科目は指導教授の指示により履修することができる。また、本表に掲げたものの他、指導教授が研究指導上必要と認めた場合は、本学 の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を履修 することができる。	1 時限の授業時間	9 0 分
--	------------------	--------------

教 育 課 程 等 の 概 要														
（総合情報学研究科総合情報学専攻修士課程）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	
シ ス テ ム 情 報 分 野	ITビジネスマネジメント	1・2前		2		○			1					隔年
	ソーシャルマーケティング特論	1・2後		2		○				1				隔年
	環境情報デザイン特論	1・2前		2		○			1					隔年
	ソフトウェア工学特論	1・2前		2		○			1					隔年
	組み込みシステム特論	1・2後		2		○			1					隔年
	クラウドコンピューティング	1・2後		2		○			1					隔年
	小計（6科目）	—	0	12	0	—			5	1	0	0	0	0
メ デ ィ ア 情 報 分 野	メディア情報学特論	1・2前		2		○			1					隔年
	メディア文化特論	1・2後		2		○								隔年
	マルチメディア特論	1・2後		2		○			1					隔年
	メディアプランニング特論	1・2前		2		○			1					隔年
	CG特論	1・2前		2		○				1				隔年
	映像メディア特論	1・2後		2		○			1					隔年
	メディアコンテンツ特論	1・2後		2		○			1					隔年
	メディアデザイン特論	1・2前		2		○			1					隔年
	小計（8科目）	—	0	16	0	—			3	1	0	0	0	兼1
心 理 生 体 情 報 分 野	インタラクションデザイン	1・2前		2		○			1					隔年
	心理統計特論	1・2後		2		○				1				隔年
	心理アセスメント特論	1・2前		2		○				1				隔年
	シミュレーション特論	1・2後		2		○			1					隔年
	認知心理学特論	1・2後		2		○			1					隔年
	心理生体情報学	1・2前		2		○			1					隔年
	小計（6科目）	—	0	12	0	—			3	1	0	0	0	0
共 通 分 野	プログラミング特論	1・2前		2		○			1					隔年
	データマイニング	1・2後		2		○			1					隔年
	アルゴリズム特論	1・2後		2		○			1					隔年
	プロジェクト演習	1前		2			○		3	3				共同
	情報処理技術演習	1後		2			○		3					オムニバス
	小計（5科目）	—	0	10	0	—			6	3	0	0	0	0
研 究 指 導 科 目	総合情報学特別研究Ⅰ	1前	2				○		11	2				
	総合情報学特別研究Ⅱ	1後	2				○		11	2				
	総合情報学特別研究Ⅲ	2前		2			○		11	2				
	総合情報学特別研究Ⅳ	2後		2			○		11	2				
	総合情報学特別輪講Ⅰ	1前	2				○		11	2				
	総合情報学特別輪講Ⅱ	1後	2				○		11	2				
	総合情報学特別輪講Ⅲ	2前		2			○		11	2				
	総合情報学特別輪講Ⅳ	2後		2			○		11	2				
	小計（8科目）	—	8	8	0	—			11	2	0	0	0	0
合計（33科目）		—	8	58	0	—			12	3	0	0	0	兼1

学位又は称号	修士（情報学）	学位又は学科の分野	工学関係、社会学・社会福祉学関係	
卒業要件及び履修方法			授業期間等	
【修了要件】 本課程に2年以上在学し、共通分野より「プロジェクト演習」もしくは「情報処理技術演習」のどちらか1科目分を含む、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。なお、修士論文の提出までに、本人を筆頭著者とする英語論文1編（口頭発表を含む）の研究業績を有することを条件とする。 【履修方法】 1. 原則として総合情報学特別研究Ⅰ～Ⅳ、総合情報学特別輪講Ⅰ～Ⅳの履修は、各学期に1科目ずつ順を追って履修登録しなければならない。 2. 本表に掲げたものの他、主指導教授が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目および他大学（協定校）の授業科目を10単位まで単位修得することができる（同一名称の科目は1回のみ単位修得できる）。修得した単位は修了要件の単位に充当する。			1 学年の学期区分	2 学期
			1 学期の授業期間	1 5 週
			1 時限の授業時間	9 0 分

教 育 課 程 等 の 概 要																
(総合情報学部 総合情報学科)																
科目 区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備 考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基盤教育	哲学・思想	哲学	1・2・3・4前・後	2			○				1				兼3	
		倫理学	1・2・3・4前・後	2			○				1				兼1	
		論理学	1・2・3・4後	2			○				1				兼1	
		井上円了と東洋大学	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		宗教学	1・2・3・4後	2			○								兼1	
		小計(5科目)	—	0	10	0	—			0	1	0	0	0	兼7	—
	学問の基礎	天文学	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		環境科学	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		美術史	1・2・3・4前・後	2			○				1					
		生物学	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		文学	1・2・3・4前・後	2			○					1			兼1	
		歴史学	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		言語学	1・2・3・4後	2			○				1					
		科学史	1・2・3・4前・後	2			○					1			兼1	
		経済学	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		社会学	1・2・3・4前・後	2			○								兼1	
		法学	1・2・3・4前・後	2			○								兼3	
		政治学	1・2・3・4後	2			○								兼1	
		心理学	1・2・3・4前・後	2			○								兼2	
		小計(13科目)		—	0	26	0	—			2	1	0	0	0	兼17

基盤教育	国際人の形成	外国語	Integrated Practical English I	1前・後	1				○		2			1		兼7	
			Integrated Practical English II	1前・後	1				○		2			1		兼5	
			English for TOEIC I	1前・後	1				○		1			1		兼7	
			English Presentation I	1前・後	1				○					1		兼8	
			English for TOEIC II	2前・後	1				○		1			1		兼9	
			English Presentation II	2前・後	1				○					1		兼6	
			Advanced TOEIC I	2後		1			○							兼5	
			Remedial English I	2前		1			○							兼6	
			Technical Reading	2前		1			○							兼5	
			Technical Writing	2後		1			○							兼5	
			Advanced TOEIC II	3前		1			○							兼4	
			Remedial English II	3後		1			○		1					兼2	
			Academic English	3前・後		1			○							兼2	
			Business English	3前・後		1			○							兼2	
			日本語ⅠA	1前	1				○							兼1	
			日本語ⅠB	1後	1				○							兼1	
			日本語ⅡA	1前	1				○							兼1	
			日本語ⅡB	1後	1				○							兼1	
			日本語ⅢA	2前	1				○							兼1	
			日本語ⅢB	2後	1				○							兼1	
		英語と文化	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	オムニバス
		ドイツ語と文化	1・2・3・4前・後		2		○					1				兼1	
		フランス語と文化	1・2・3・4前・後		2		○										
		中国語と文化	1・2・3・4前・後		2		○								兼1		
		韓国語と文化	1・2・3・4前		2		○								兼1		
		国際キャリア概論	1・2・3・4後		2		○								兼1		
		留学のすすめ	1・2・3・4前		2		○								兼1		
		海外研修Ⅰ	1・2・3・4後		2				○						兼1		
		海外研修Ⅱ	1・2・3・4後		2				○						兼1		
		海外実習Ⅰ	1・2・3・4後		2				○						兼1		
		海外実習Ⅱ	1・2・3・4後		2				○						兼1		
		短期海外研修Ⅰ	1・2・3・4後		1				○						兼1	集中	
		短期海外研修Ⅱ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		短期海外研修Ⅲ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		短期海外研修Ⅳ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		短期海外実習Ⅰ	1・2・3・4後		1				○						兼1	集中	
		短期海外実習Ⅱ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		短期海外実習Ⅲ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		短期海外実習Ⅳ	1・2・3・4後		1				○						兼1		
		小計(39科目)	—	12	38	0	—	—	—	2	1	0	1	0	兼22	—	
	キャリア・市民形成	日本国憲法	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
		キャリア形成	1・2・3・4前		2		○				1						
		社会人文章論	1・2・3・4後		2		○									兼1	
		スポーツ健康科学実技Ⅰ	1・2・3・4前・後		1				○							兼9	
		スポーツ健康科学実技Ⅱ	1・2・3・4前・後		1				○							兼9	
		スポーツ健康科学講義(身体の健康)	1・2・3・4前・後		2		○									兼4	
		スポーツ健康科学講義(心の健康)	1・2・3・4前・後		2		○									兼1	
		小計(7科目)	—	0	12	0	—	—	—	1	0	0	0	0	兼12	—	
	総合・学際	総合A	1・2・3・4前・後		2		○				1					兼2	
		総合B	1・2・3・4前・後		2		○									兼3	
		総合C	1・2・3・4後		2		○										本年度休講
		全学総合ⅠA	1・2・3・4前		2		○									兼4	メディア
		全学総合ⅠB	1・2・3・4前・後		2		○									兼4	メディア
		全学総合ⅡA	1・2・3・4前		2		○									兼3	メディア
		全学総合ⅡB	1・2・3・4前・後		2		○									兼2	メディア
		小計(7科目)	—	0	14	0	—	—	—	1	0	0	0	0	兼10	—	

基盤教育	留学支援科目	英語特別教育科目	English for Academic Purposes A Listening/Speaking	1・2・3・4前	2			○							兼1		
			English for Academic Purposes B Reading/Writing	1・2・3・4後	2			○						兼1			
			Pre-Study Abroad College Study Skills	1・2・3・4前・後	1			○						兼1			
			Pre-Study Abroad Basic Academic Writing	1・2・3・4後	1			○						兼1			
			Pre-Study Abroad Academic Essay Writing	1・2・3・4前	1			○						兼1			
		Business English Communication	1・2・3・4後	2			○						兼1				
		日本語科目	Integrated Japanese I	1・2・3・4前・後	4			○								兼1	
			Integrated Japanese II	1・2・3・4前・後	4			○								兼1	
			Integrated Japanese III	1・2・3・4前・後	4			○								兼1	
			Integrated Japanese IV	1・2・3・4前	4			○								兼1	
			Japanese Reading and Composition I	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Japanese Reading and Composition II	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Japanese Reading and Composition III	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Japanese Reading and Composition IV	1・2・3・4前	1			○								兼1	
			Kanji Literacy I	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Kanji Literacy II	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Kanji Literacy III	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Kanji Literacy IV	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Project Work I	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
			Project Work II	1・2・3・4前・後	1			○								兼1	
Project Work III	1・2・3・4前・後		1			○								兼1			
Project Work IV	1・2・3・4前・後		1			○								兼1			
Japanese Listening Comprehension I	1・2・3・4前・後		1			○								兼1			
Japanese Listening Comprehension II	1・2・3・4前・後		1			○								兼1			
Japanese Listening Comprehension III	1・2・3・4前・後		1			○								兼1			
Japanese Listening Comprehension IV	1・2・3・4前		1			○								兼1			
Japanese Culture and Society A	1・2・3・4後		2			○								兼1			
Japanese Culture and Society B	1・2・3・4前		2			○								兼1			
Introduction to Japanology A	1・2・3・4後		2			○								兼1			
Introduction to Japanology B	1・2・3・4前		2			○								兼1			
小計(30科目)			—	0	49	0	—			0	0	0	0	0	兼9	—	
学科共通科目	基礎科目	総合情報プロジェクトA	1・2・3前	1			○			1							
		総合情報プロジェクトB	1・2・3後	1			○			1							
		総合情報プロジェクトC	1・2・3前	1			○			1							
		専門英語講読Ⅰ	4前	1			○			17	6	1					
		専門英語講読Ⅱ	4後	1			○			17	6	1					
		基礎数学A	1前	2		○						1					
		基礎数学B	1前	2		○						1					
		基礎科学A	1前	2		○						1					
		基礎科学B	1後	2		○									兼1	本年度休講	
		情報数学	1前・後	2		○				2							
	小計(10科目)			—	0	15	0	—			17	6	3	0	0	兼1	—
	ビジネス関係科目	経営学の基礎	1後	2		○					1						
		ロジカルシンキング	1前	2		○					1						
		認知心理学	1前	2		○					1						
		企業会計論	2前	2		○					1						
		ビジネスシステム論	2後	2		○					1						
		マーケティング論	2前	2		○						1					
		社会心理学	2前	2		○						1					
		組織心理学	3後	2		○						1					
		学外実習	3前	2				○		1							集中
小計(9科目)			—	0	18	0	—			4	2	0	0	0		—	

学 科 共 通 科 目	社 会 調 査 士 関 係 科 目	社会調査入門	1前		2		○				1						
		アセスメント技法	1後		2		○				1						
		確率と統計	1前		2		○			1							
		統計学	1後		2		○					1					
		社会調査法	2前		2		○					1					
		多変量解析	2後		2		○					1					
		調査実習Ⅰ	3前		2				○			1					
		調査実習Ⅱ	3後		2				○							兼1	集中
		小計(8科目)	—	0	16	0	—			1	1	1	0	0		兼1	—
専 門 科 目	必 修	基礎ゼミナールⅠ	1前	1			○			18	8	3					
		基礎ゼミナールⅡ	1後	1			○			18	8	3					
		総合情報学概論	1前	2			○			1							
		総合情報学基礎演習Ⅰ	1前	2			○			2	2					兼1	
		総合情報学基礎演習Ⅱ	1後	2			○			4	1					兼1	
		総合情報学演習Ⅰ	2前	2			○			3	3		1			兼4	共同
		総合情報学演習Ⅱ	2後	2			○			6	2					兼1	共同
		総合情報学演習Ⅲ	3前	2			○			11	6	2					共同
		総合情報学演習Ⅳ	3後	2			○			19	8	3					
		卒業研究・制作Ⅰ	4前	4					○	19	8	3					
		卒業研究・制作Ⅱ	4後	4					○	19	8	3					
		小計(11科目)	—	24	0	0	—			19	8	3	1	0		兼5	—
	シ ス テ ム 情 報 コ ー ス 選 択	入門プログラミング	1前・後		2		○			2						兼1	
		プログラミング技法Ⅰ	1後		2		○			2						兼1	
		ネットワーク通信入門	1後		2		○			1							
		環境学の基礎	1前		2		○			1	1						オムニバス
		サービス情報論	1後		2		○			1							
		プログラミング技法Ⅱ	2前		2		○			2							
		ソフトウェア工学Ⅰ	2前		2		○			1							
		ソフトウェア工学Ⅱ	2後		2		○			1						兼1	共同
		コンピュータアーキテクチャ	2後		2		○									兼1	
		オペレーティングシステム	2前		2		○			1						兼1	
		データベース	2前		2		○										
		アルゴリズムの基礎	2後		2		○			1							
		資源・エネルギーマネジメント論	2前		2		○			1							
		CSR論	2後		2		○			1							
		社会インフラ論	2前		2		○			1							
		グリーンプロダクト	2後		2		○				1						
		マーケティング実践論	2後		2		○				1						
		プロジェクト管理	3後		2		○			1							
		人工知能Ⅰ	3前		2		○			1							
		人工知能Ⅱ	3後		2		○			1							
		情報システム管理	3後		2			○		2						兼1	オムニバス
		情報セキュリティ	3後		2		○			1							
		ネットワークコンピューティング	3前		2		○				1						
		信号処理	3前		2		○			1							
		システム監査論	3前		2		○			1							
		コミュニティデザイン論	3後		2		○			1							
		消費者嗜好分析	3前		2		○				1						
	ス ポ ー ツ 情 報 コ ー ス	スポーツメカニクス入門	1後		2		○			1	1					兼1	共同
		スポーツ行動心理学	1前		2		○			1		1				兼1	
		心理・生体情報入門	1前		2		○						1				
		スポーツ行動心理計測学入門	1後		2		○					1					
		スポーツの思想と歴史	1後		2		○										
		スポーツ流体科学入門	2前		2		○			1							
		スポーツバイオメカニクス	2後		2		○			1							
		身体動作計測	2後		2		○				1						
		スポーツ情報処理入門	2前		2		○				1						
		心理・生体情報論	2前		2		○						1				
		心理・生体情報測定法	2後		2		○						1			兼1	共同
		スポーツ行動心理計測論	2前		2		○						1			兼1	共同

専門科目	選択	スポーツ情報コース	スポーツ行動心理計測法	2後	2		○						1		兼1	共同 オムニバス オムニバス オムニバス オムニバス 兼1 兼1 兼1	
			現代スポーツ文化論	2前	2		○								兼1		
			グローバルスポーツと情報	2後	2		○			2					兼1		
			スポーツダイナミクス	3前	2		○				1						
			身体動作解析	3後	2		○				1						
			スポーツ感性商品デザイン	3前	2		○								兼1		
			スポーツパフォーマンス	3前	2		○			1					兼2		
			ヒューマンインタフェース	3後	2		○			1							
			マネジメント心理学	3後	2		○			2							
			スポーツ情報処理論	3前	2		○			1	1						
			スポーツ人間工学	3前	2		○								兼1		
			スポーツ社会学	3前	2		○								兼1		
			スポーツとメディア	3後	2		○								兼1		
	メディア文化コース	コンピュータグラフィックス論	1後	2		○			1	1						オムニバス	
		メディア概論	1前	2		○				1							
		メディア表現論	1後	2		○			1								
		映像メディア作成技法	1後	2		○				1							
		文化情報論	1後	2		○				1							
		マルチメディアシミュレーション論	2後	2		○				1							
		コンピュータグラフィックス技法	2前	2		○			1								
		映像メディア論	2前	2		○			1								
		コンテンツ作成技法	2後	2		○			1								
		ネットワークメディア概論	2後	2		○				2						オムニバス	
		メディアの歴史	2前	2		○				1							
		メディアデザイン論	2後	2		○			1								
		芸術学	2後	2		○			1								
		技術文化史	2前	2		○				1							
		コンテンツ作成のためのCG	3前	2		○			1								
		コンテンツ作成のためのデータ処理	3後	2		○			1								
		マルチメディアシミュレーション技法	3前	2		○			1								
		ネットワークメディア技法	3前	2		○			1								
		デジタルデザイン論	3後	2		○			2							オムニバス	
		メディアデザイン技法	3後	2		○			1								
		メディアプランニング	3前	2		○				1							
		言語情報論	3前	2		○				1							
		サイエンスとアート	3後	2		○				1							
		感性学	3前	2		○			1								
		小計(76科目)				—	0	152	0	—			16	6	1	1	0
教科職目関係			情報処理基礎	1・2・3・4前		2		○									本年度休講
			情報化社会と倫理	1・2・3・4前		2		○								兼1	
			情報化社会と職業	1・2・3・4前		2		○								兼1	
			小計(3科目)	—	0	6	0	—			0	0	0	0	0	兼1	—
合計(218科目)				—	36	356	0	—			19	8	3	2	0	兼90	—
学位又は称号		学士(情報学)		学位又は学科の分野				工学関係、社会学・社会福祉学関係									
卒業要件及び履修方法								授業期間等									
基盤教育(哲学・思想2単位、外国語科目必修6単位、選択必修4単位を含む)28単位以上、学科共通科目(ビジネス関係科目8単位含む)16単位以上、専門科目(必修24単位、システム情報・スポーツ情報・メディア文化の3コースから、主コース28単位、副コース2コースよりそれぞれ8単位を含む)68単位以上を修得し、全体では124単位以上を修得することを卒業要件とする。 (履修科目の登録の上限:48単位(年間))								1学年の学期区分					2学期				
								1学期の授業期間					15週				
								1時限の授業時間					90分				

授 業 科 目 の 概 要			
（総合情報学研究科総合情報学専攻博士後期課程）			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特 殊 研 究 情 報 分 野	システム情報特殊研究Ⅰ	（概要） 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の調査、実験・実装方法等についての輪講を実施する。さらに、実践で価値を創出させる。 （1 上原 稔） 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする。 （3 土田 賢省） 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 （4 三原 孝志） 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確実性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 （9 大塚 佳臣） 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	

特 殊 研 究 シ ス テ ム 情 報 分 野	システム情報特殊研究Ⅱ	(概要) 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 国際学会等での論文投稿や発表能力を修得するための輪講を実施する。さらに、実証実験を実施する。 (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする。 (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確実性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	
--	--------------------	--	--

特 殊 研 究 シ ス テ ム 情 報 分 野	システム情報特殊研究Ⅲ	(概要) 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の実験・実装技術、結果の評価方法等を修得するための輪講を実施する。さらに、実装で価値を創出する。 (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする。 (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確定性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	
--	--------------------	--	--

特 殊 研 究 シ ス テ ム 情 報 分 野	システム情報特殊研究Ⅳ	(概要) 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を国内外で研究発表を行うための手法について輪講を実施 オス ェム 実践で価値をサス (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確実性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	
--	--------------------	--	--

システム情報研究分野	システム情報特殊研究 V	(概要) 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 最新の研究をもとに研究精度を高め、また社会に有用な結果へ導く方法について輪講を実施する。さらに、実践で価値を創出させる。 (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする。 (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確定性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	
-------------------	---------------------	--	--

特 殊 研 究 シ ス テ ム 情 報 分 野	システム情報特殊研究VI	(概要) 情報科学と経営及び環境学の複合領域としてのシステム情報分野では、システム情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を論文等にまとめるための効果的な評価方法や考察方法について輪講を実施するとともに、実証で検証させる (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む。 (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確実性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。	
--	---------------------	--	--

特メ 殊デ イ 研 究 ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究Ⅰ	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の調査、実験・実装方法等についての輪講を実施する。さらに実践で体験させる (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	
特メ 殊デ イ 研 究 ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究Ⅱ	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 国際学会等での論文投稿や発表能力を修得するための輪講を実施する。さらに実践で体験させる (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	

特メ 殊デ イ研 究ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究Ⅲ	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の実験・実装技術、結果の評価方法等を修得するための輪講を実施する。さらに、実践で体験させる。 (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	
特メ 殊デ イ研 究ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究Ⅳ	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を国内外で研究発表を行うための手法について輪講を実施する。さらに、実践で体験させる。 (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	

特メ 殊デ イ 研 究 ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究 V	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 最新の研究をもとに研究精度を高め、また社会に有用な結果へ導く技法について輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	
特メ 殊デ イ 研 究 ア 情 報 分 野	メディア情報特殊研究 VI	(概要) メディア情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を論文等にまとめるための効果的な評価方法や考察方法について輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (2 田村 善昭) 様々な自然現象や社会現象を数値モデル化し、計算機で解くコンピュータシミュレーションの基礎的な手法開発および応用問題への適用をベースに、コンピュータシミュレーションを中心とした情報の視覚化のためのハードウェアおよびソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。	

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究 I	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の調査、実験・実装方法等についての輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨーガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	------------------------	--	--

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 国際学会等での論文投稿や発表能力を修得するための輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨーガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	-----------------------	---	--

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 専門分野の実験・実装技術、結果の評価方法等を修得するための輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨーガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	-----------------------	--	--

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を国内外で研究発表を行うための手法について輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	-----------------------	---	--

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 最新の研究をもとに研究精度を高め、また社会に有用な結果へ導く技法について輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨーガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	-----------------------	---	--

特 心 殊 理 研 ・ 究 ス ポ ー ツ 情 報 分 野	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ	(概要) 心理・スポーツ情報分野に関する専門知識を修得するために、分野の専門書や関連研究となる論文等を輪講する。また、輪講の発表に対する質疑応答等の議論をすることにより、国際的な発表の場でも通用するコミュニケーション能力を養う。単に知識の修得にとどまらず、活用方法、すなわち、直面した現実の問題を解決するための知識の利用技能をも身に付ける。 研究成果を論文等にまとめるための効果的な評価方法や考察方法について輪講を実施する。さらに、実践で練磨させる。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨーガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
--	-----------------------	---	--

研究指導	総合情報学研究指導	(概要) 総合情報学の特定分野の研究テーマに関する博士論文を執筆するため、指導教員が研究を指導する。学生は、指導教員の指導のもと、自主的に研究テーマを設定し、関連分野の先行研究を調査し、自らの研究テーマの意義を理解した上で、研究方法・計画を立案し、論旨の妥当性を検証する。研究結果を論文にまとめ、発表する。研究の集大成として博士論文を執筆する。各セメスタでは、博士論文の補題を立証し、研究成果として発表する。なお、指導に際しては研究倫理や社会性にも十分留意する。 第1セメスタ：研究テーマを定め、研究計画を立案する。 第2セメスタ：公的な場で研究発表する。 第3セメスタ：発表の知見を研究に反映させ、研究内容を洗練させる。 第4セメスタ：国際的な場で研究発表する。 第5セメスタ：最新の研究をもとに研究精度を高め、また社会に有用な結果へ導く技法を研究する。 第1セメスタ 博士論文執筆の準備 (1 上原 稔) 破壊的イノベーションに対する持続可能性を有する「再生可能計算の研究」、仮想化によりコード化された「高集約型クラウド基盤の研究」とその教育分野への応用、ビッグデータのための「ストレージの仮想化」及びIoTデバイスとクラウドサービスを連携させる「Cloud of Thingsの研究」など分散システムの領域を主な研究テーマとする (3 土田 賢省) 拡張属性グラフ文法ed-NCEや表形式のグラフモデルOct-gridなどの形式的手法及び知識工学的手法をソフトウェア開発支援に応用し、視覚的ソフトウェア開発環境の構築、テストとデバッグの知的支援、ソフトウェア文書の自動生成等を主たる研究テーマとする。これらの可視化や知識処理の要素技術を応用した、「こころの可視化」や「労災認定用心理的負荷強度判定システム」にも学際的研究として取り組む (4 三原 孝志) 効率的なアルゴリズムの開発やアルゴリズムの性能評価のための計算量理論に関する研究を行う。特に、量子力学を計算原理とし従来の計算機の性能限界を打破するために提案された「量子計算や量子情報セキュリティなどの量子情報に関する基礎研究」と、量子力学の不確実性を利用して問題解決の合意形成を図る「ゲーム理論などの意思決定支援への応用研究」を主たる研究テーマとする。 (5 湯舟 英一) 言語情報学と認知心理学およびe-learningを主たる研究テーマとする。具体的には世界共通語としての英語の役割について、母国語以外の地域ごとの特徴を言語情報学や社会学的観点から研究する。さらに、英語非母語圏の人々が英語を習得する過程について認知心理学や社会学的観点から考察したり、スポーツ等の技能習得やコーチングのプロセスに応用可能な、情報技術や学習理論によって学習過程を効率化するe-learningの手法を研究する。 (6 塩谷 隆二) 人工物、自然現象、社会現象などを対象としたスーパーコンピュータやネットワークシステムを効率的に活用する大規模コンピュータシミュレーションと、その結果を利用した、Webデザイン、デジタルエンターテインメント、メディアアート等のデジタルコンテンツ作成のためのソフトウェアの開発や応用を主な研究テーマとする。 (7 加藤千恵子) アスリートの自己理解促進及びコーチ・監督の選手理解のため、量的調査法である質問紙調査法のみならず、質的調査法であるインタビューや自由記述結果に対してテキストマイニングを行い、より深い精神状態を理解し、それらを基にしたパフォーマンスアップ及びコーチングプログラムの実現を主たる研究としている。さらに絵画療法やヨガ療法など言語に頼らない非言語的コミュニケーションを用いた効果をデータマイニングあるいは心理統計等により検証する研究を行う。	
------	-----------	--	--

研究指導	総合情報学研究指導	(8 中林 靖) モバイル／ネットワークコンピューティング、計算力学、人工知能を用いたマルチメディアシミュレーション、Webおよびモバイルアプリケーションの開発と、それらの結果を利用したユビキタスシステム、次世代スマートフォンアプリケーション、ゲーム開発、メディアコンテンツ作成への応用を主な研究テーマとする。 (9 大塚 佳臣) 社会インフラに係る統計データ・住民アンケートデータに対し、心理統計手法や機械学習手法を適用した「社会インフラに対する住民の選好評価手法に関する研究」と、これらの手法を適用して得られた情報を活用した「社会インフラ整備に関する住民の選好形成メカニズムの解明と合意形成実現に向けた応用研究」を主たる研究テーマとする。 (10 村上 真) 3次元コンピュータグラフィックスを用いた映像コンテンツ制作において必要となる多様な人体動作を生成・制御する「コンピュータグラフィックスを用いた人体動作の合成」と、カメラによって撮影されたスポーツのシーンから選手を検出・追跡し、運動を解析する「映像による人体動作の解析」を主な研究テーマとする。	
------	-----------	--	--

収容定員 ※博士前期・修士課程

平成29年度

博士前期・修士課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2
文学研究科	哲学専攻	文学	5	－	10
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	－	8
	国文学専攻	文学	10	－	20
	中国哲学専攻	文学	4	－	8
	英文学専攻	文学	5	－	10
	史学専攻	文学	6	－	12
	教育学専攻	教育学・保育学	20	－	40
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	－	20
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	－	20
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	－	24
法学研究科	私法学専攻	法学	10	－	20
	公法学専攻	法学	10	－	20
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	－	20
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	－	40
	マーケティング専攻	経済学	10	－	20
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	－	36
	応用化学専攻	工学	12	－	24
	機能システム専攻	工学	15	－	30
	電気電子情報専攻	工学	11	－	22
	都市環境デザイン専攻	工学	8	－	16
	建築学専攻	工学	14	－	28
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	－	20
	公民連携専攻	経済学	30	－	60
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	－	30
	国際観光学専攻	経済学	10	－	20
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	－	40
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	10	－	20
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	－	24
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	－	30
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	－	20
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	－	40
	計		436	0	872

平成30年度以降

博士前期・修士課程（4研究科・7専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (a)	編入学定員	収容定員 (a)×2	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	5	－	10	
	インド哲学仏教学専攻	文学	4	－	8	
	国文学専攻	文学	10	－	20	
	中国哲学専攻	文学	4	－	8	
	英文学専攻	文学	5	－	10	
	史学専攻	文学	6	－	12	
	教育学専攻	教育学・保育学	20	－	40	
	英語コミュニケーション専攻	文学	10	－	20	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	10	－	20	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	12	－	24	
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40	専攻の設置(届出)
法学研究科	私法学専攻	法学	10	－	20	
	公法学専攻	法学	10	－	20	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	10	－	20	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	20	－	40	
	マーケティング専攻	経済学	10	－	20	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	18	－	36	
	応用化学専攻	工学	12	－	24	
	機能システム専攻	工学	15	－	30	
	電気電子情報専攻	工学	11	－	22	
	都市環境デザイン専攻	工学	8	－	16	
	建築学専攻	工学	14	－	28	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	10	－	20	
	公民連携専攻	経済学	30	－	60	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	国際観光学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
国際学研究科	国際地域学専攻	経済学	15	－	30	研究科の設置(届出)
国際観光学研究科	国際観光学専攻	経済学	15	－	30	研究科の設置(届出)
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	20	－	40	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	福祉社会システム専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	人間環境デザイン専攻	教育学・保育学、体育 家政	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	20	－	40	研究科の設置(届出)
ライフデザイン学研究科	生活支援学専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学	10	－	20	研究科の設置(届出)
	健康スポーツ学専攻	体育	10	－	20	研究科の設置(届出)
	人間環境デザイン専攻	家政	10	－	20	研究科の設置(届出)
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	12	－	24	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学、社会学・社会福祉学	15	－	30	
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	10	－	20	
情報連携学研究科	情報連携学専攻	工学	20	－	40	
	計		441	0	882	

収容定員 10名増

収容定員 ※博士後期

平成29年度

博士後期課程

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b) × 3
文学研究科	哲学専攻	文学	3	－	9
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	－	9
	国文学専攻	文学	3	－	9
	中国哲学専攻	文学	3	－	9
	英文学専攻	文学	3	－	9
	史学専攻	文学	3	－	9
	教育学専攻	教育学・保育学	4	－	12
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	－	15
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	－	9
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15
法学研究科	私法学専攻	法学	5	－	15
	公法学専攻	法学	5	－	15
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	－	15
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	－	15
	マーケティング専攻	経済学	3	－	9
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	－	9
	応用化学専攻	工学	3	－	9
	機能システム専攻	工学	3	－	9
	電気電子情報専攻	工学	3	－	9
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	－	9
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	－	9
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	－	15
	国際観光学専攻	経済学	3	－	9
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	－	12
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	－	15
	人間環境デザイン専攻	家政	4	－	12
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	－	12
計			106	0	318

平成30年度以降

博士後期課程（6研究科・7専攻設置）

研究科名	専攻名	分野	入学定員 (b)	編入学定員	収容定員 (b) × 3	変更の事由
文学研究科	哲学専攻	文学	3	－	9	
	インド哲学仏教学専攻	文学	3	－	9	
	国文学専攻	文学	3	－	9	
	中国哲学専攻	文学	3	－	9	
	英文学専攻	文学	3	－	9	
	史学専攻	文学	3	－	9	
	教育学専攻	教育学・保育学	4	－	12	
	英語コミュニケーション専攻	文学	5	－	15	
社会学研究科	社会学専攻	社会学・社会福祉学	3	－	9	
	社会心理学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15	
法学研究科	私法学専攻	法学	5	－	15	
	公法学専攻	法学	5	－	15	
経営学研究科	経営学専攻	経済学	5	－	15	
	ビジネス・会計ファイナンス専攻	経済学	5	－	15	
	マーケティング専攻	経済学	3	－	9	
理工学研究科	生体医工専攻	工学	3	－	9	
	応用化学専攻	工学	3	－	9	
	機能システム専攻	工学	3	－	9	
	電気電子情報専攻	工学	3	－	9	
	建築・都市デザイン専攻	工学	3	－	9	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	3	－	9	
国際地域学研究科	国際地域学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	国際観光学専攻	経済学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
国際学研究科	国際地域学専攻	経済学	5	－	15	研究科の設置(届出)
国際観光学研究科	国際観光学専攻	経済学	3	－	9	研究科の設置(届出)
生命科学研究科	生命科学専攻	工学	4	－	12	
福祉社会デザイン研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	ヒューマンデザイン専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
	人間環境デザイン専攻	家政	0	－	0	平成30年4月学生募集停止
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	社会学・社会福祉学	5	－	15	研究科の設置(届出)
ライフデザイン学研究科	ヒューマンライフ学専攻	社会学・社会福祉学 教育学・保育学、体育	5	－	15	研究科の設置(届出)
	人間環境デザイン専攻	家政	4	－	12	研究科の設置(届出)
学際・融合科学研究科	バイオ・ナノサイエンス融合専攻	工学	4	－	12	
総合情報学研究科	総合情報学専攻	工学	3	－	9	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
食環境科学研究科	食環境科学専攻	理学、家政	2	－	6	研究科の専攻に係る課程の変更(届出)
計			111	0	333	

収容定員 15名増

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	タケムラ マキオ 竹村 牧男 ＜平成21年9月＞		博士 (文学)		東洋大学学長 (平成21.9)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等												
（総合情報学研究科総合情報学専攻博士後期課程）												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授 (研究科 長)	ウエハラ ミノル 上原 稔 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)		システム情報特殊研究 Ⅰ システム情報特殊研究 Ⅱ システム情報特殊研究 Ⅲ システム情報特殊研究 Ⅳ システム情報特殊研究 Ⅴ システム情報特殊研究 Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日
2	専	教授 (専攻長)	タムラ ヨシアキ 田村 善昭 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)		メディア情報特殊研究 Ⅰ メディア情報特殊研究 Ⅱ メディア情報特殊研究 Ⅲ メディア情報特殊研究 Ⅳ メディア情報特殊研究 Ⅴ メディア情報特殊研究 Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	- - - - - -	1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日
3	専	教授	ツチダ ケンセイ 土田 賢省 ＜平成30年4月＞		博士 (理学)		システム情報特殊研究 Ⅰ システム情報特殊研究 Ⅱ システム情報特殊研究 Ⅲ システム情報特殊研究 Ⅳ システム情報特殊研究 Ⅴ システム情報特殊研究 Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日
4	専	教授	ミハラ タカシ 三原 孝志 ＜平成30年4月＞		博士 (情報 科学)		システム情報特殊研究 Ⅰ システム情報特殊研究 Ⅱ システム情報特殊研究 Ⅲ システム情報特殊研究 Ⅳ システム情報特殊研究 Ⅴ システム情報特殊研究 Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日
5	専	教授	ユブネ エイチ 湯舟 英一 ＜平成30年4月＞		修士 (教育 学) Master of Philoso phy (Englis h and Applied Linguis tics) (米国)		心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日
6	専	教授	シオヤ リュウジ 塩谷 隆二 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)		メディア情報特殊研究 Ⅰ メディア情報特殊研究 Ⅱ メディア情報特殊研究 Ⅲ メディア情報特殊研究 Ⅳ メディア情報特殊研究 Ⅴ メディア情報特殊研究 Ⅵ	1前 1後 2前 2後 3前 3後	- - - - - -	1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	5日

						総合情報学研究指導	1～3 前・後	-	1		
7	専	教授	カトウ チエコ 加藤 千恵子 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 教授 (平21.4)	4日
8	専	教授	ナカバヤシ ヤスシ 中林 靖 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)	メディア情報特殊研究Ⅰ メディア情報特殊研究Ⅱ メディア情報特殊研究Ⅲ メディア情報特殊研究Ⅳ メディア情報特殊研究Ⅴ メディア情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 准教授 (平21.4)	5日
9	専	准教授	オオツカ ヨシオミ 大塚 佳臣 ＜平成30年4月＞		博士 (工学)	システム情報特殊研究Ⅰ システム情報特殊研究Ⅱ システム情報特殊研究Ⅲ システム情報特殊研究Ⅳ システム情報特殊研究Ⅴ システム情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 准教授 (平22.4)	5日
10	専	准教授	ムラカミ マコト 村上 真 ＜平成30年4月＞		博士 (情報科学)	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	1前 1後 2前 2後 3前 3後 1～3 前・後	- - - - - - -	1 1 1 1 1 1 1	東洋大学 総合情報学部 准教授 (平21.4)	5日

東洋大学大学院総合情報学研究科総合情報学専攻博士後期課程 設置の趣旨等を記載した書類

目次

① 設置の趣旨及び必要性.....	1
② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称.....	2
③ 教育課程の編成の考え方及び特色.....	2
④ 教員組織の編成の考え方及び特色.....	4
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件.....	4
⑥ 施設・設備等の整備計画.....	6
⑦ 基礎となる学部（修士課程）との関係.....	8
⑧ 入学選抜の概要.....	8
⑨ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合.....	8
⑩ 管理運営.....	9
⑪ 自己点検・評価.....	9
⑫ 情報の公開.....	10
⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等.....	12
資料目次.....	14

① 設置の趣旨及び必要性

本学は、昭和 22 年の学校教育法施行により昭和 24 年に文学部を設置し、東洋大学として発足した。現在は、13 学部を擁する総合大学である。大学院においては昭和 27 年の文学研究科設置を皮切りに、現在は、13 研究科を擁している。本学は、「諸学の基礎は哲学にあり」「知徳兼全」「独立自活」を「建学の精神」としており、本学大学院では、さらにその目的を東洋大学大学院学則第 1 条において、「本学建学の精神に則り、東西学術の理論及び応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

川越キャンパスにおいては、これらの「建学の精神」を元に、昭和 36 年度より工学部を設置し、産学協同を基礎とした実践的な教育を行ってきたが、平成 21 年度よりこの工学部を、理工学部と総合情報学部の 2 学部に発展的に改組した。そのうち、総合情報学部（以下、本学部という）は、21 世紀社会において必要な情報通信技術に習熟し、情報の収集・編集分析・表現に関する総合的な能力を持ち、社会を先導できる「フィロソフィーを持った第一級の情報の創り手・使い手」を育成することを目的とした。その後、情報技術が進化、発展、普及し続ける社会の状況と産業界のニーズに応じて、高度な専門知識・技能と、それを実践する行動力を伴った人材として「リーダーになりえる情報の創り手・使い手」を育成する必要があると判断し、学部の上に高度な専門知識・技能を習得し、実践的な行動力を涵養する場として今回の基礎となる総合情報学研究科修士課程（以下、本修士課程という）を平成 28 年度に設置し現在に至っている。

しかし、IT 技術は日々刻々進化し、企業や個人の行動様式も大きく変化しており、その速度は加速の度合いを強めている。世界各国ではこうした環境下で、国際競争で生き残るために、国を挙げて中長期的な人材の育成・確保に向けた取り組みを進めている。ますます激化する IT 技術の革新を中心とした国際競争の中で、我が国が後塵を拝さないためにも、現在および未来の変化に素早く柔軟に対応することができる、新たな IT 人材育成の重要性が IT 企業、ユーザ企業において高まっている。これらのことに関しては IT 人材白書 2015 においても、「コンピュータを利用したイノベーションは、IT の専門家によるよりも、むしろ IT スキルを備えた別分野の専門家によって起こされる場合が多く、この意味においても IT スキルは基礎能力としてあらゆる分野で重要である。」と指摘されている。また同白書は“守りの IT”から“攻めの IT”を提言している。“守りの IT”とは、「全社 IT の企画」、「情報セキュリティリスク管理」、「社内システム運用管理」等であり、“攻めの IT”活用では、自社を取り巻く環境変化に柔軟に対応し、IT とビジネスの融合領域においてあらたなサービスを創出する。IPA（情報処理推進機構）では、このような融合領域においてイノベーションを創出し、新事業や新サービスを生み出すことができる人材を“IT 融合人材”と位置付けており、“攻めの IT”へのシフトは IT 融合人材の確保にかかっているとしている。さらに同白書 2016 では、情報サービス業の人材が全産業に比して大幅に不足していることを指摘するとともに、教育機関に向けて、「未来を繋ぐ者たちが IT の知識や技能を学ぶことのできる情報教育は重要な役割を担っている。他分野・他教育機関ともコラボレーションし、社会のために学びたいとの志を持つ人材に場を作り、広げ、提供し、未来に繋げよう。」というメッセージを発信している。上記のようなニーズに応え、本研究科では現在の修士課程（博士後期課程設置後は「博士前期課程」と改める）の上にさらに博士後期課程を設置する。

本博士後期課程では、現代社会の諸問題に広く関心を持つマインド、高度な専門知識と最先端 IT 技術を自在に活用できる技能により、世界の舞台で実践的な応用力で困難な問題も解決でき、各専門分野で未来を切り拓く画期的な発明・発見、技術革新を生み出すことのできる卓越した人材、具体的には、IT ストラテジスト、Web インテグレーター、メンタルトレーナーなどとして活躍できる人材を育成する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）としては、以下の資質や能力を身に付け、かつ博士学位論文の審査および最終試験に合格した者に対して与えるものとする。

- 1) 総合情報学の発展に向けて、応用分野の最先端の専門知識と技能を継続して獲得する能力
- 2) 情報通信技術に関する最先端の専門知識と技能
- 3) 情報に関わる学際的な様々な分野で自立した研究活動を行うための研究遂行能力
- 4) 国際的に活躍できるコミュニケーション能力

総合情報学は、情報学を拡大した学問分野として認識されている。情報学自体が比較的に新しい分野であるので、さらに新しい分野であり、総合情報学は文系と理系の垣根を取り払った学際的で総合的な学問と定義されている。対象とする分野は、人文・社会科学系と理工学系の両方の分野にまたがり、以下の3つを目的とするとしている。

- 1) 高度に発達した情報環境と情報を理解し、そのあり方を考究すること
- 2) 情報環境や情報が人間・社会の活動における知の営みに及ぼす影響を考究すること
- 3) 情報環境や情報を手がかりにして人間・社会や生命を考究すること

本修士課程においても、上記のような情報を核とした文理融合の理念の下で、現在そしてこれからの社会で新たな人材が必要とされる分野および所属教員の担当可能な専門分野を考慮に入れて、文理に渡り学際的な3分野、システム情報分野、メディア情報分野、心理・スポーツ情報分野を開設して、教育を実践している。これらの分野は、修士課程修了者のみならず、博士後期課程修了者（学位取得者）もその活躍が期待される分野でもある。そこで、本博士後期課程においても修士課程との分野の系列に一貫性を保持させ、同じ3つの研究分野で教育を行う。

② 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科名称

総合情報学研究科

Graduate School of Information Sciences and Arts

専攻名称

総合情報学専攻博士後期課程

Doctor Course of Information Sciences and Arts

取得学位の名称

博士(情報学)

Doctor of Information Sciences and Arts

研究科・専攻名称は本修士課程との教育体系・分野の連続性を踏まえた名称とし、学位の名称は、社会的、国際的通用性を鑑み、「博士(情報学)」とした。

③ 教育課程の編成の考え方及び特色

本博士後期課程における教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

- 1) 総合情報学の発展に繋がるような学際的研究課題を自らが発掘できる能力
- 2) 個々の研究課題を解決するための最先端の専門知識、IT技術等の習得
- 3) 分野を超えた合同ゼミ、研究発表会等を通じてのコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力
- 4) 国際学会の参加や英文雑誌への投稿等により国際的に通用する情報発信力

より具体的に、本博士後期課程においては、以下の3分野のうち1つを選択する。

(1) システム情報分野

最先端 IT 技術と経営情報学、環境情報学をベースとした領域を対象とし、情報と経営デザイン、情報マネジメント、エコロジー、都市環境などが融合した学際的テーマを扱う。ただし、本分野での最先端 IT 技術は、活用する立場だけではなく、新たな IT 技術を創造し、提供する側としての立場も考慮に入れるので、人工知能、IoT (Internet of Things)、ソフトウェア工学、量子コンピュータ、組み込みシステム、セキュリティーなどの内容も含むものとする。研究するテーマによって IT 技術が主となる場合も経営情報学、環境情報学が主となる場合もある。

(2) メディア情報分野

最先端 IT 技術とメディア情報学をベースとした領域を対象とする。本分野では、IT 技術が従となり IT 技術を適用する分野が主となる。主な IT 技術はコンピュータグラフィックス、コンピュータシミュレーション等であり、その応用対象は WEB デザイン、マルチメディア教育、エンターテインメント、視覚化等である。

(3) 心理・スポーツ情報分野

最先端 IT 技術と心理・スポーツ情報学をベースとした領域を対象とする。本分野では、IT 技術が従であり、心理・スポーツ情報学が主である。スポーツ人間工学やアスリートのメンタルヘルスと情報の融合などであり、例えば、アスリートの支援のためのコーチング、心理生体測定、データ収集、データ解析への IT 活用である。最先端 IT 技術の活用では、e-learning、非侵襲性の生体・運動データの取得および解析方法などの研究テーマを想定している。

これら 3 分野に対応した科目、「システム情報特殊研究 I ～VI」、「メディア情報特殊研究 I ～VI」、「心理・スポーツ情報特殊研究 I ～VI」を置く。これらの科目においては、以下の 4 点を踏まえ、体系立てて指導を行う。

- 1) 各分野の中で、その解決が総合情報学の発展につながるようなテーマの発掘を自ら行えるように指導し、さらに、そのテーマを解決するために必要な最先端の専門知識と技能を獲得する方法を身につけるよう指導する。
- 2) 選定したテーマに対して、その問題解決のプロセスを通じて実践的に最先端の情報通信技術の知識と技能を修得するように指導する。
- 3) 各分野において学際的テーマを扱い、主指導教員と専門分野の異なる教員で学際的な研究指導を行う。また、分野を超えた合同ゼミや研究発表会を開催し、自分の分野との境界・周辺分野の理解を深め、学際的な様々な分野で自立した研究活動を行うための研究遂行能力を涵養する。
- 4) 論文を英語で執筆できるように指導し、さらに英語で発表する能力身につけるように指導する。国際学会や国際フォーラムへの参加を奨励し、英語での討議の経験を積ませ、国際的に通用するコミュニケーション能力を養うようにする。

さらに研究指導科目、「総合情報学研究指導」を置き、主指導教員、副指導教員により 1 名の学生に対して複数名で研究指導に当たる。

本博士後期課程はセメスタ制を採用し、春(4 月)と秋(10 月)の入学を設定する。入学定員は 3 名とし、原則として春学期入学、若干名を秋学期入学に割り当てる。

資料 1 授業の分野と時間割、分野を受け持つ専任教員数

④ 教員組織の編成の考え方及び特色

教員組織としては、10名の専任教員を配置する。うち9名は博士学位を取得しており、その内訳は、工学6名、情報科学2名、理学1名となっている。さらに、専門分野と研究業績を考慮し、修士（教育学）の専任教員を1名置いている。博士(工学)を有する教員6名には、ITビジネスマネジメントやソーシャルマーケティングを専門とする者1名、心理生体情報学を専門とする者1名を含み、全体として総合情報学の幅広い分野をカバーできる教員構成となっている。この10名の教員を、それぞれの専門分野に合わせ、システム情報分野に4名、メディア情報分野に3名、心理・スポーツ情報分野に3名配置する。

また、研究指導科目の運営のために、9名の研究指導教員を配置している。研究指導は、1人の学生につき、主指導教員1名と副指導教員1ないし2名で行う。この体制により、常に多面的批判に耐え得る指導体制を構築する。さらに、この9名の研究指導教員については、必ず英文による研究実績を有する教員のみ配置することとしており、英語論文の執筆や発表の指導を可能としている。

年齢構成については、開設時点において、40歳代3名、50歳代5名、60歳代1名（完成年度の3月31日時点において、40歳代1名、50歳代5名、60歳代3名）であり、教育実績及び研究業績に照らして、バランスの取れた構成としている。なお定年については、規程で満65歳と定めている。

資料2 学校法人東洋大学教職員定年規程

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

教育方法、履修指導、研究指導の方法については、入学直後にガイダンスを実施し、本研究科での円滑な学修及び研究にいち早く専念できるよう、各種手続き等について説明を行う。教育課程表や時間割、年間行事予定等を中心とした標準修了年限までのスケジュール、修了要件や学位論文の提出要件、図書館の利用法や奨学金の申請など、説明は多岐にわたる。特に授業及び研究指導の方法及び計画、成績評価の基準等については、配付している「大学院要覧」とともに、本学ホームページに公開している。

その後速やかに、学生の研究テーマに合わせて主指導教員1名と副指導教員1名を配置する。副指導教員は必要に応じて追加できるものとする。主指導教員は、個別に学生の研究テーマの内容に沿って履修指導と研究指導を行うとともに、修了へ向けた研究等の進め方について半年毎に進捗状況を把握し、改善に向けた支援や必要な助言を恒常的に行う。また、副指導教員は主指導教員と共同で研究及び論文執筆を指導し、多面的な批判と同時に別解を示唆し、研究の完成度を高める。

科目はいずれも、英語と日本語の両方で開講される。各セメスタにおいて、「総合情報学研究指導」と、「システム情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ」、「メディア情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ」、「心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ」のいずれかを順を追って1つずつ履修する。ただし、主指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、副指導教員の科目で同じローマ数字の「特殊研究」をあわせて履修することができる。また、本博士後期課程の開講科目の他に、主指導教員が教育研究上必要と認めるときは、本学の他研究科・専攻の授業科目及び他大学(協定校)の授業科目を履修することができる。

本博士後期課程では、本専攻あるいは他研究科、他大学の修士課程（博士前期課程）からの進学者の他、留学生、社会人の入学を想定している。そのため、それぞれの出身や修了後の希望進路に応じた指導を行う。

本修士課程をはじめ日本国内の大学院研究科からの進学者に対しては、修士の研究をより専門的に深化させ、発展するように指導する。本博士後期課程の学際的性質からテーマの境界領域となる分野で専門的知識や技能が必要になる場合は、学内インターンシップや国内インターンシップで当該分野が専門である教員や研究者に協力を得て指導する。国内インターンシップ先は、本博士後期課程所属予定の教員が関係を構築している研究機関、

委託研究・共同研究を推進している企業等を想定している。

社会人入学生については、博士後期課程での研究活動をスムーズに着手できるように、アカデミックでの実験、制作、調査、論文作成の技法・手法について主・副指導教員により丁寧な補完的指導を実施する。社会人は本人の業務に合わせ、繁忙期等に配慮して研究指導をスケジュールする。

日本の高等教育機関を経ずに入学する留学生に対しては、コミュニケーション、住居の斡旋、在留資格取得の手続き等についてもケアして、研究活動に支障が生じないようにし、研究に専念できる環境作りを手助けする。

また、社会人、留学生とも、英語が不安な入学生については、本修士課程で行っている「英文基礎力養成講座」「英語論文作成講座」等の受講を促し、英語基礎力の向上を目指す。

本博士後期課程においては、修了後の学生のキャリアパスとして、1)大学教員、2)国内外の官/民の研究所の研究員、3)国内外の会社/法人等での研究・技術者を想定している。研究指導にあたっては、主・副指導教員を中心に、本研究科および本学部教員の協力を得ながら、各学生の希望と適性に応じたキャリアパスに合わせた研究指導および進路確保の支援を行う。具体的には、以下のような在学中における教育・研究実績を積むための援助、学位取得後の助教ポストの確保や就職先の斡旋等を学部との協力の下で、研究科をあげて推進する。

- 1) 大学教員を目指す者に対しては、在学中はTAとして本学部、本修士課程の研究・教育に優先的に従事させる。学位取得後は、本学部の協力の下、学部の助教採用枠があればこれを積極的に活用し、教員としての教育・研究実績を積ませる。
- 2) 国内外の官/民の研究所の研究員を目指す者に対しては、在学中に本研究科および本学部の教員と関連のある国内外の官/民の研究所でのインターンシップや共同研究を通じて、目先の利益にとらわれない長期的視野での基礎的な研究の経験を積ませるとともに、学位取得後の就職先は、国内外の官/民の研究所を中心に斡旋する。
- 3) 国内外の会社/法人等での研究・技術者を目指す者に対しては、在学中に本博士後期課程および本学部の教員と共同研究を行っている会社/法人でのインターンシップや共同研究を通じて、市場において新たな価値を創造することが期待される実践的な研究開発の経験を積ませる。学位取得後の就職先は、総合情報学の分野で博士号取得者を積極的に採用する会社/法人を中心に斡旋する。

上記のため、第2学年（第3、4セメスタ）を中心に、学内外のインターンシップ、他大学・研究機関等共同研究先での研究、海外留学等を推奨・支援する。インターンシップや共同研究は現在も本修士課程で行われているものを基盤に更に高度なものに推し進める。海外留学については、本学がスーパーグローバル大学創成支援事業に選定されたこともあり、留学費用の補助も含めて留学の機会は全学的に増やしており、本博士後期課程としてもこれらを利用しつつ、派遣先の開拓を進めて行く。

研究活動における国際性を養うために、国際会議、国際フォーラムへの参加を奨励する。さらに、本博士後期課程の担当教員が行っている海外協定校等との共同研究の会合に出席させるなど、研究の場における国際交流の機会を多く提供する。

修了要件については、5年（博士前期課程・修士課程を修了したものにあつては、当該課程における在学期間を含む）以上に在学し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格したものに、博士（情報学）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては優れた業績を上げたものについては、大学院に3年間（博士前期課程・修士課程を修了したものにあつては、当該課程における在学期間を含む）以上に在学すれば足りるものとする。

博士学位論文の審査及び試験は、主査及び3名以上の副査により行われる。主査は、公平性を確保するため当該学生の主・副指導教員以外から選ぶ。副査のうち2名は本博士後

期課程から、1名は本研究科外から選ぶ。主査・副査の選出はともに研究科委員会の承認を受けるものとする。審査及び試験は、透明性及び厳格性の観点から博士学位論文公聴会での発表とその後の質疑応答による口頭試問(最終試験)を行うものとする。審査終了後、主査及び副査は研究科委員会に審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を提出し、可否を研究科委員会へ提案する。研究科委員会は、審査報告に基づき可否について判定する。合格となって学位を授与された論文については、特許等の秘匿性がある場合を除き、原則として本学学術情報リポジトリを通じて全文を公開する。

なお、本学では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、大学及び研究者としての倫理規範や責務等を東洋大学研究倫理規程に定めるとともに、研究者の研究活動における不正行為の防止及び対処を目的として「東洋大学研究倫理委員会規程」を定めて運用している。あわせて、公的研究費について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「東洋大学公的研究費運営及び管理規程」を定め、適正な管理及び運営を行うこととし、適切な研究活動のための環境を整備している。また、本研究科の研究領域に係る研究倫理の審査体制として、「東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」に基づき、当該研究に関する被験者の人権及び尊厳の保障、安全性の確保並びに倫理的、科学的妥当性の観点からその適正な実施を図っている。

資料3 博士後期課程修了までのスケジュール

資料4 養成する人材像と履修モデル

資料5 学内・学外インターンシップ先一覧

資料6 東洋大学研究倫理規程

資料7 東洋大学研究倫理委員会規程

資料8 東洋大学公的研究費運営・管理規程

資料9 東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

⑥ 施設・設備等の整備計画

本研究科が設置される川越キャンパスは、校地面積約 29 万㎡を有し、埼玉県川越市にある郊外型キャンパスである。川越キャンパスは昭和 36 年の工学部開設より学部教育を、昭和 40 年の工学研究科開設から大学院教育に使用してきた。教育の実績を積み重ねるとともに、最新の実験・実習にも適した教育研究施設へと更新してきた。本研究科で主に使用する 7 号館は、平成 21 年に建設して本学部の主要教室として活用し、現在に至っている。講義教室以外にも、本研究科に所属する教員の専門領域毎に最先端 ICT を用いて学べるよう、各研究室と各実験室を実験棟に集約している。

本研究科の教育研究活動に必要な施設・設備等については、既に本修士課程に配属されている施設・設備を共同で活用することから、新たな施設・設備等の整備は予定していない。

本修士課程同様に、本学部との共有部分となるが、より専門的な設備が必要となるメディア情報分野の科目では、ミニシアター（視聴覚講義室 90 席）やスタジオ（視聴覚実習室 20 席）を、心理・スポーツ情報分野の科目では、カウンセリング実習室や行動観察室・スポーツ心理計測室を備えている。

研究教育活動に関わる機械・器具は、三次元の仮想空間を再現するバーチャルリアリティ装置、人工的に流れを発生させて、試験体にかかる圧力分布や流れの可視化実験などを行う小型簡易吹出型風洞、多数の高性能 PC を高速なネットワークで結合した PC クラスタシステムを含め、計算力学研究センターとして整備を進めてきた機器が使用でき、今後も継続して最新の計器類へ対応していくものとする。その他の主な機器として、解析や分析に使用するワークステーション類はもちろんのこと、メディア関連で使用するシアターでの 3D プロジェクターや、バーチャルスタジオで実写映像と CG をリアルタイムでデジタル

合成する機器、心理生体関連で使用する心拍計、脳波測定器、発汗測定器、バリエントール（色覚体験メガネ）などを整備している。

研究指導科目については、各教員の研究室（1 教員につき 1 室）及び実験室を主に使用し、輪講や発表等を行う場合は大学院講義室を本修士課程の空き時間に使用する。簡単な打ち合わせから活発な議論まで、教員と学生が自由に利用できるゼミコーナー（4 人掛け×12）を 7 号館に整備している。それらの場所は、ICT を活用した情報発信が出来る。これらのことから、大学院設置基準第 19 条～第 22 条の 3 及び第 24 条の定めるところに対し、本研究科は研究教育活動をするための施設・設備が十分に備わっているといえる。

運動施設として野球場、ラグビー場、陸上競技場、テニスコート、フットサルコート、サッカーグラウンド、体育館などの施設を整備しているが、本研究科としての活用は予定していない。

学生食堂 2 棟やカフェコーナーと学生ホールを供えており、授業教室のある各建物には、共有スペースで自由に使えるベンチやテーブルを整備している。

東洋大学に既存する白山キャンパス、朝霞キャンパス、板倉キャンパス及び川越キャンパスにそれぞれ図書館が整備されており、各キャンパス間を毎日巡回しているシャトル便によって、早い場合は希望した翌日に図書を取り寄せることができ、他キャンパスの図書館蔵書図書を有効に利用することが可能である。全キャンパスの図書館の蔵書数は、合計で 156 万冊（平成 29 年 2 月 17 日現在）を超えており、教育・研究上、非常に有効な資源である。なお、完成年度には 161（H31：159）万冊を超える蔵書数になる予定である。これらの図書および雑誌等の資料は、本学の蔵書検索システム(OPAC)で学内はもとより学外からも検索することが可能であるとともに、他キャンパス図書館資料の取り寄せ申し込みおよび予約も可能である。さらに国立情報学研究所(NII)が提供している NACSIS Webcat により総合目録データベースの情報検索が可能であり、相互貸借システムである NACSIS ILL により他大学図書館および他機関の文献複写や図書資料の取寄せも充実している。さらに利用者に最新の情報を速やかに提供するために、毎年、データベース・電子ジャーナルの充実・整備を図っており、ホームページを通して図書館内はもちろん、各教員の研究室などネットの環境が整備されている場所から利用できる。大学図書館コンソーシアム連合(Japan Alliance of University Library Consortia for E-Resources：JUSTICE)に加入し、電子ジャーナルをはじめとした学術情報を、安定的・継続的に確保することに努めている。

東洋大学図書館川越図書館は、図書、学術雑誌、電子ジャーナル及び視聴覚資料を約 21 万冊（平成 29 年 4 月 1 日現在）を所蔵し、広さは 2,675 m²、閲覧席 537 席を有している。

本専攻の開講科目と関連がある分野（工学、社会学、経営学、心理学、他）の資料としては、現時点の川越図書館だけで、図書：約 12 万冊、学術雑誌：約 2 千 5 百タイトル、電子ジャーナル約 2 万 6 千タイトルがある。本専攻分野に関連する最新技術等の学術雑誌を多数揃えており、教育研究上、支障はない。今後も各科目の参考資料、関連資料はもちろんのこと、最新資料の整備・充実に努めることとする。

利用者に最新の情報を速やかに提供するため、毎年、データベース・電子ジャーナルの見直し・充実を図っている。データベース・電子ジャーナルは、本学ホームページを通じて公開しており、学外からも利用できる。なお、契約タイトルは本学図書館のホームページにより確認ができる。

(<http://www.toyo.ac.jp/site/library/>)

川越図書館の閲覧席は、通常の複数名利用の閲覧席 346 席に加え、個人利用のキャレル席 34 席を用意している。その他にグループ学習室 3 室計 54 席、少人数用自習室 11 ブース計 66 席、PC 利用スペース 30 席や視聴覚資料コーナーを分けることで、それぞれの学習用途に合わせて利用できる。また館内貸出し用 PC55 台を用意している。

資料 10 大学院専有スペース

⑦ 基礎となる学部（修士課程）との関係

本修士課程と本博士後期課程とは、分野も含めほぼ直結している。修士課程では、システム情報分野、メディア情報分野、心理生体情報分野があり、これがそれぞれ博士後期課程のシステム情報分野、メディア情報分野、心理・スポーツ情報分野に対応する。修士課程では、IT 技術や情報発信力の習得のために、共通分野として「情報処理技術演習」や「プロジェクト演習」を置いているが、博士後期課程では各分野の特殊研究および研究指導科目によって、情報の開発力・応用力、利活用力、ならびに行動力をさらに高めて行く。

資料 11 修士課程と博士後期課程の関係

⑧ 入学選抜の概要

本学は、学校教育法第 102 条及び学校教育法施行規則第 155 条～第 166 条に照らし、東洋大学大学院学則第 30 条に「入学の資格」を定めている。本研究科は「情報を共通言語として異分野を統合する総合情報学と、最先端 ICT の高度な専門知識・技能、行動特性を常に意識させる教育指導法により、国際的に通用する高度な専門的職業人を養成する」にあたり、アドミッション・ポリシーにおいて次のような入学者を求める。

アドミッション・ポリシー

- 1) 総合情報学の発展に寄与したいという意欲のある者
- 2) 研究に必要なツール（プログラムやシステム）を自力で開発できる情報処理能力のある者
- 3) 創造的な研究を遂行する能力のある者
- 4) 英語で論文を執筆する能力のある者

入学者は、1)一般入学試験、2)学内推薦入学試験、3)外国人留学生入学試験、4)社会人入学試験のいずれかにより選抜する。なお本博士後期課程は、入学定員を 3 名とし、セメスタ制を採用するため、春(4 月)と秋(10 月)の入学のための入学試験を実施する。

- 1) 一般入学試験は、面接、筆記、書類審査により選考する。
- 2) 学内推薦入学試験は、対象研究科を総合情報学研究科に限定せず、本学大学院博士前期（修士）課程に在籍し、本博士後期課程のアドミッション・ポリシーに照らしてふさわしいとして現主指導教員の推薦を受けたものに対し、一般入学試験の選考項目から筆記試験を免除する。
- 3) 外国人留学生入学試験および外国人留学生渡日前入学試験は、対象者を「東洋大学大学院学則」第 32 条に定め、面接、書類審査により選抜する。
- 4) 社会人入学試験は、小論文、面接、書類審査により、研究分野、研究計画なども勘案し、総合的に判断して選抜する。なお社会人の定義は、企業・法人に所属し、入学後引き続き在職の意思がある者とする。

入学定員 3 名は原則として春学期入学生であり、若干名を秋学期に割り当てる。入学試験区分による入学定員は、外国人留学生入学試験と社会人入学試験を若干名とする。

資料 12 入学試験 試験の種類と試験科目

⑨ 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本博士後期課程では、学内外のインターンシップや留学を強く推奨する。そのため、学

生が当該期間の「特殊研究」ならびに「研究指導」の科目を、メディアを利用して学外から履修できるよう、現在本研究科において制定している「東洋大学大学院総合情報学研究科 メディアを利用して行う授業の扱いに関する内規」の適用範囲に定め、本博士後期課程でも運用する。

資料 1 3 東洋大学大学院総合情報学研究科 メディアを利用して行う授業の扱いに関する内規

⑩ 管理運営

総合情報学研究科に、総合情報学研究科の関係事項を審議するために「東洋大学大学院研究科委員会規程」に基づき、総合情報学研究科委員会を設置する。研究科委員会は、当該研究科の研究指導を担当する本学専任教員をもって組織する。ただし、必要に応じて本学専任教員の授業担当者及び東洋大学大学院学則第 20 条第 3 項に規定する客員教授を加えることができる。原則として月 1 回の定例総合情報学研究科委員会を開催する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

研究科に研究科長を置き、研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となる。研究科委員会は定員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、これを開くことができない。なお、研究科委員会の議題は、以下のとおりである。

- (1) 学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項
 - ・学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項
 - ・修士学位及び博士学位の授与に関する事項
 - ・名誉博士学位の授与に関する事項
 - ・学生の退学、休学等に関する事項
 - ・その他、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要と学長が認める事項
- (2) 当該研究科の運営に関する事項
 - ・研究科長の推薦に関する事項
 - ・研究科委員の選出に関する事項
 - ・専攻長の推薦に関する事項
 - ・単位認定試験に関する事項
 - ・学位論文審査に関する事項
 - ・学生の指導及び賞罰に関する事項
 - ・教育課程及び授業科目担当者に関する事項
 - ・大学院教員資格審査に関する事項
 - ・人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関する事項
 - ・成績評価基準等の明示に関する事項
 - ・教育内容の改善のための組織的な研修に関する事項
 - ・その他、研究科長が必要と認める事項

⑪ 自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 2 に「本大学院は、教育研究水準の向上に資するため、本大学院の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めており、「東洋大学自己点検・評価活動推進委員会」を設置している。同委員会は、副学長を委員長として、各学部・各研究科の自己点検・評価に係る委員会の委員長、教務部長、学生部長により構成され、本学全体及び各部署の自己点検・評価活動を支援するための方策、指針の決定や、本学各部署の自己点検・評価活動の検証を行うこととしている。

この体制のもとで、学科・専攻等における自己点検・評価の実施ガイドライン」を定め、

全学科全専攻において、毎年度、統一フォーマットによる自己点検・評価を行っている。評価項目については、大学基準協会の新評価システムに対応したものとし、各学科・各専攻が実施した自己点検・評価結果については、同委員会において結果の集約・検証を行った上で、学長に報告を行っており、検証過程では委員による相互検証（ピア・レビュー）を実施するなど、自己点検・評価結果の精度向上を目指した仕組みを取り入れている。また、各学科・各専攻の自己点検・評価結果において、目標への達成度が低かった項目については、自己点検・評価の実施後に、改善方策と改善時期の提出を各学科・専攻に求め、そのことを通じて内部質保証システムの構築を図っている。

平成 26 年度には、大学基準協会による第 2 期の認証評価を受審し、平成 27 年 3 月、第 1 期目に引き続き「大学基準に適合していると認定する」との評価を受けた。第 1 期受審（平成 19 年度）の際に指摘された助言は 12 項目であったが、第 2 期受審の際には努力課題として 4 項目の指摘となっている。指摘事項が減少したことは、上述したとおり統一フォーマットによる自己点検・評価を行うなど、継続的に内部質保証システムの構築と改善に取り組んできたことが評価されたものである。また、第 2 期受審の際に指摘された努力課題 4 項目中 3 項目は大学院に関するものであったが、そのうち修士論文の審査基準と研究指導計画の明示については、指摘を踏まえて平成 27 年度中に研究科長会議及び FD 推進委員会、各研究科委員会において検討を行い、現在すでに対応済みとなっており、認証評価を組み入れた実質的な自己点検・評価活動を行っている。

上記のことから、本学では、学校教育法第 109 条に則して、本学の教育研究水準の向上に資するために、自己点検・評価に取り組んでいるといえる。

⑫ 情報の公開

本学では、学校教育法第 113 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応して、東洋大学大学院学則第 1 条の 3 に「本大学院は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況についての情報を公表する。」、また、同第 2 項に「前項に規定するもののほか、教育上の目的に応じ本大学院生（以下「学生」という。）が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努める。」と定め、教育研究活動等の状況についての情報の公表に取り組んでいる。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める教育研究活動等の状況に関する情報については、大学ホームページの「トップ＞大学紹介＞情報公開＞教育情報公開」のページを中心に、すべて公表している。公表している情報は以下のとおりである。

(<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>)

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・各学部学科、各研究科専攻の教育目的・教育目標
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69150.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

- ・組織図
<https://www.toyo.ac.jp/site/foundation/oc00-organization.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員数（職名・性別別）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81998.html>
- ・教員数（年齢別）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81814.html>
- ・教員一人当たりの学生数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81742.html>

- ・専任教員と非常勤教員の比率
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81576.html>
 - ・役職一覧（教員）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/20150827.html>
 - ・東洋大学研究者情報データベース
<http://ris.toyo.ac.jp/search/index.html>
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ・各学部学科、各研究科専攻の入学者に関する受入方針
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/69151.html>
 - ・入学者数（学部・学科別（1部／2部）・通信教育部・大学院・編入・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81627.html>
 - ・入学者数の推移（過去5年～学部・学科別（1部／2部））
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81747.html>
 - ・入学者数の推移（過去3年～大学院学生）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81812.html>
 - ・定員数（学部・学科別（1部／2部）・大学院・通信教育部・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81422.html>
 - ・収容定員充足率 学部・学科別（1部／2部）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81433.html>
 - ・学生数（学部第1部・第2部）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81438.html>
（大学院・通信・附属高校等）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82024.html>
（キャンパス別）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82032.html>
 - ・卒業者数・修了者数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/82004.html>
 - ・就職状況
<http://www.toyo.ac.jp/site/career/data.html>
 - ・主な就職先
<http://www.toyo.ac.jp/site/career/employment.html>
 - ・進学者数
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/81877.html>
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ・年間授業計画、シラバス、授業概要 <https://g-sys.toyo.ac.jp/syllabus/>
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・履修モデル・主要科目の特長・授業評価基準・卒業（修了）認定基準等（履修要覧抜粋）
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ・各キャンパスの校地・校舎等 学生の教育研究環境
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料・入学料その他大学等が徴収する費用
<http://www.toyo.ac.jp/site/jyugyou/campuslife-g02-index.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・学生生活支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/4/4/>
- ・キャリア形成支援
<http://www.toyo.ac.jp/life/5/5/>
- ・留学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/international02/>
- ・障がい学生支援
<http://www.toyo.ac.jp/site/handicap/campuslife-g03-index.html>

コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

- ・学則
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/education.html>
- ・設置届出書および履行状況報告書
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/fulfillment.html>
- ・自己点検・評価
<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72905.html>
- ・認証評価
<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/72906.html>
- ・外部評価
<http://www.toyo.ac.jp/site/quality-assurance/out.html>
- ・格付け
<http://www.toyo.ac.jp/site/data/rate.html>

また本学では、教育活動の情報提供について、ステークホルダーにより提供する方法や、媒体に工夫を加えている。特に、父母等に対しては、ホームページ上の公表だけではなく、年 3 回程度発行される「東洋大学報」を毎号発送することや、全国にある父母会（東洋大学甫水会）の支部総会において、学長、学部長、学科長等が教育活動を中心に大学の活動を報告するなど、積極的に情報の提供を行っている。

⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、大学院設置基準第 14 条の 3 及び第 43 条に対応して、東洋大学大学院学則第 6 条の 3 第各項に「本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。」「本大学院は、前項に加え、大学院の運営の高度化を図ることを目的として、教職員が大学院の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための研修を実施する。」と定めている。

平成 20 年度に「東洋大学 F D 推進センター」を設置し、各教員の教育方法の改善を主な目的として、講演会やワークショップ、授業評価アンケートの実施などに取り組んできた。一方で高等教育を取り巻く状況として、学生の主体的な学びの促進や成績評価の厳格化、社会との連携強化や国際化の進展、ITC による高等教育のオープン化などが急速に進められており、本学としてもこの状況に対応すべく、平成 29 年度から組織を発展的に改組し、高等教育機関として、教育活動の継続的な改革及び改善について、組織的な推進及び支援を目的とした「東洋大学高等教育推進センター」「高等教育推進委員会」を設置するにいたった。「東洋大学高等教育推進センター」では、以下の 9 点を中心に事業を行っている。

- (1)教育内容及び方法改善のための調査、研究及び支援
- (2)FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）の研究会、研修会及び講演会等の企画、実施及び支援
- (3)国内外の高等教育の動向に係る調査、研究及び情報提供
- (4)新たな教育形態及び教育プログラムの研究及び開発
- (5)各学部及び研究科での教育活動の改革及び改善の情報交換、調整及び支援
- (6) その他高等教育推進センターの目的達成に必要な事項

また、高等教育推進委員会では委員会全体での活動の他に、4つの部会（教育方法改善部会、FD・SD研修部会、高等教育研究部会、教育開発・改革部会）を設け、部会単位でも活動を行っている。各部会の活動概要は以下のとおりである。

- (1) 教育方法改善部会
 - ・授業評価アンケートの開発、分析及び活用
 - ・アクティブ・ラーニング、主体的学習の促進
 - ・学生の学習成果の把握と検証
- (2) FD・SD研修部会
 - ・全学的な研修会の企画、実施
 - ・各学部・研究科の研修の支援
 - ・センター活動の広報、HP、印刷物の制作
- (3) 高等教育研究部会
 - ・国内外の高等教育の動向の調査、研究
 - ・教育の国際標準化のための情報提供、提言
 - ・学会、他大学との連携、情報交換
- (4) 教育開発・改革部会
 - ・新たな教育形態（ICT、反転授業）の研究
 - ・学部横断教育プログラムの開発
 - ・外部資金獲得に向けた取組の検討

これらの「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」及び各部会での活動に加えて、従来より、学生FDチームによるFD活動や、各学部・研究科でのFD活動が行われている。学生FDチームによるFD活動は、学生の大学生活の中心である授業を、教員、職員、学生の三位一体で改善、向上させようとする取り組みであり、教職員合同会議の実施や学生を対象としたセミナー・ワークショップの開催、関東圏で学生FD活動に取り組む大学と連携して、情報・意見交換やノウハウの共有、研修などを行っている。各学部・研究科でのFD活動では、学部・研究科内にFD委員会を設けたり、また自己点検・評価委員会と連携したりしながらFD活動を進めており、毎年発行する「東洋大学FD推進センター活動報告書」に各学部、各研究科に掲載し、状況の共有化を行ってきた。組織を「東洋大学高等教育推進センター」、「高等教育推進委員会」に改めた後も、引き続きこれらの活動を行っていく。

上記のことから、本学では、大学院設置基準第14条の3及び第43条に則して、授業等教育内容及び方法の改善、また、その効果的な運営を図るために教職員に求められる能力及び資質の向上を図るための組織的な取り組みを実施しているといえる。

資料目次

- 資料 1 授業の分野と時間割、分野を受け持つ専任教員数
- 資料 2 学校法人東洋大学教職員定年規程
- 資料 3 博士後期課程修了までのスケジュール
- 資料 4 養成する人材像と履修モデル
- 資料 5 学内・学外インターンシップ先一覧
- 資料 6 東洋大学研究倫理規程
- 資料 7 東洋大学研究倫理委員会規程
- 資料 8 東洋大学公的研究費運営・管理規程
- 資料 9 東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程
- 資料 10 大学院専有スペース
- 資料 11 修士課程と博士後期課程の関係
- 資料 12 入学試験 試験の種類と試験科目
- 資料 13 東洋大学大学院総合情報学研究科 メディアを利用して行う授業の扱いに関する内規

資料1 授業の分野と時間割、分野を受け持つ専任教員数

総合情報学専攻博士後期課程

分野 (教員数：10名)		システム情報分野（4名） 特殊研究4名 研究指導4名	メディア情報分野（3名） 特殊研究3名 研究指導2名	心理・スポーツ情報分野（3名） 特殊研究3名 研究指導3名
年次	セメスタ			
1	1	システム情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	システム情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	システム情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	システム情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	システム情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	システム情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	メディア情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導

資料2 学校法人東洋大学教職員定年規程

学校法人東洋大学教職員定年規則

昭和34年4月1日
施行

改正	昭和39年9月1日	昭和40年9月1日
	昭和47年4月1日	平成8年4月1日
	平成14年4月1日	平成23年4月1日
	平成26年8月1日	

第1条 学校法人東洋大学の設置する学校の専任の教員及び専任の事務職員の定年は、大学及び附属高等学校等に在職する教員については満65歳とし、事務職員については満60歳とする。

第2条 前条に該当する教職員は、定年に達した日の属する年度末に退職するものとする。

第3条 この規則の改正は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定にかかわらず、平成7年度以前に専任教員として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年規程第18号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規程第42号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

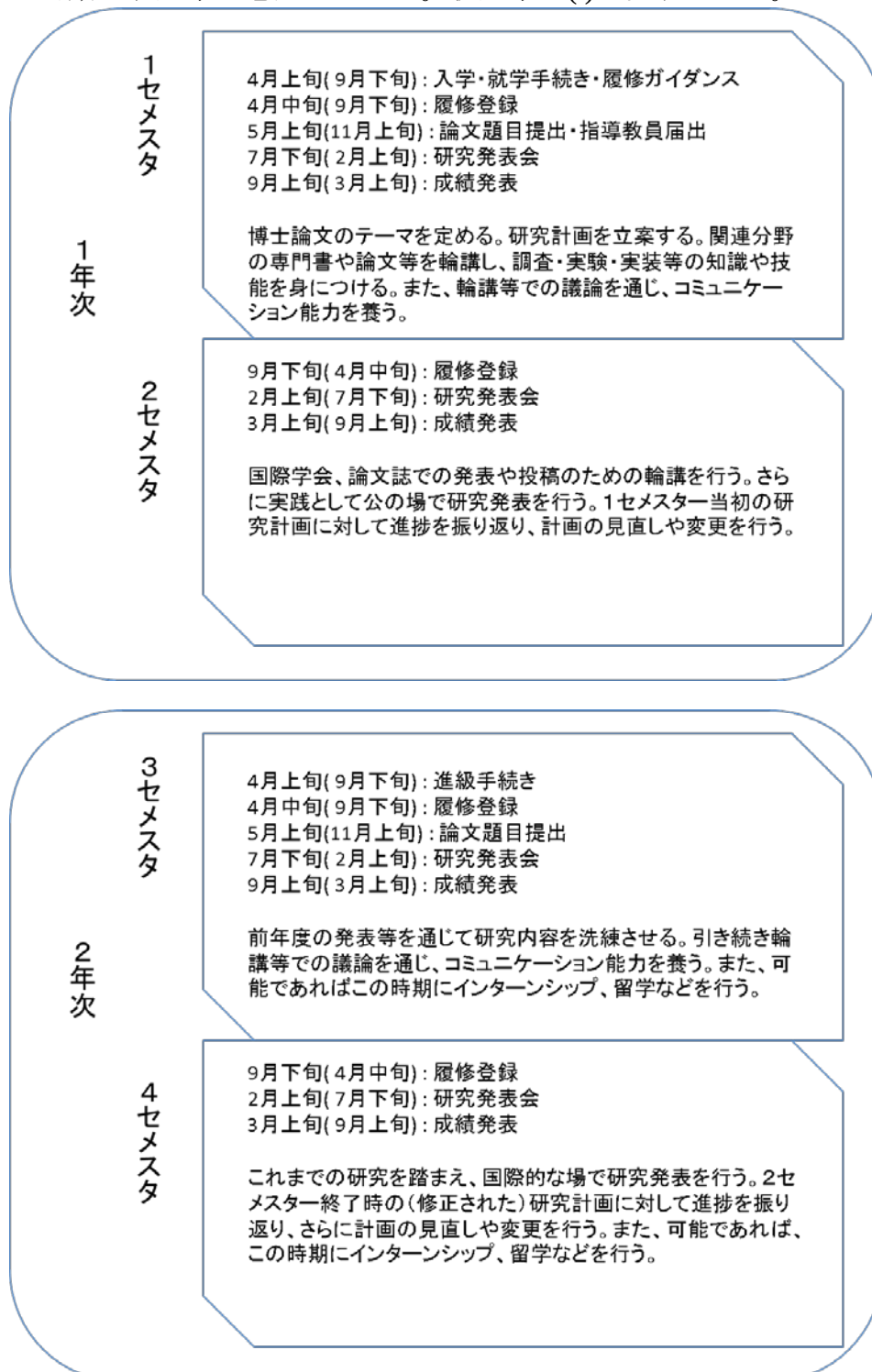
附 則（平成26年規則第127号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

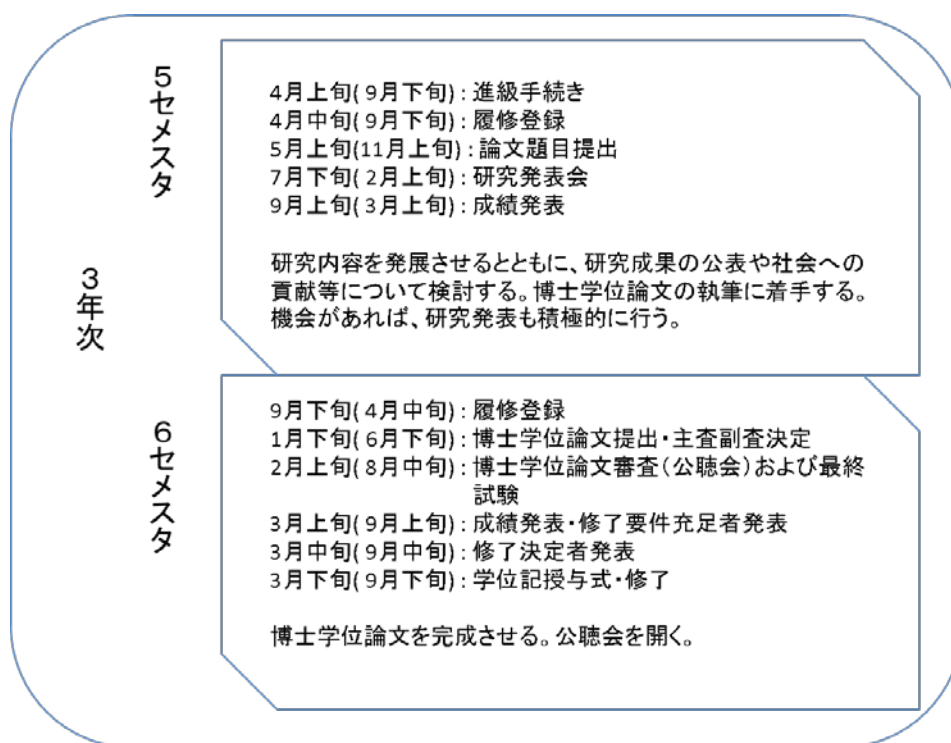
資料3 博士後期課程修了までのスケジュール

総合情報学研究科総合情報学専攻 博士後期課程

※時期は春入学を想定している。秋入学は()内参照のこと。



資料3 博士後期課程修了までのスケジュール



※6セメスタの前半までに、査読付き論文2件（うち1件は英語）の投稿・採択と英語口頭発表1件の発表を目指す。

資料4 養成する人材像と履修モデル 企業研究所の主任研究員

学年	セメスタ	科目区分	科目名
1	1	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導
備考			
・目標とする人材 I Tに関して傑出した得意分野をもち、他分野についても幅広い見識をもって、10年～20年先を見据えた研究テーマを掘り起こし、画期的なイノベーションに繋がる研究の計画を立案し、リーダーとして遂行する人材 ・身につける能力 I Tの基礎から応用までの最先端理論の理解力、最先端技術の活用能力、新たな問題の発見や革新的技術の発案などの発想力、他分野の専門家と円滑に共同研究進めるためのコミュニケーション能力、研究成果を状況に応じて、特許、論文、製品化などの適切な形にまとめ上げる能力、国際会議や国際展示会などの国際的環境で活躍できる英語能力			

※実務経験を要する職種については、本専攻で専門的な知識を深め、実務に就いてからのキャリアパスに結びつける。

資料4 養成する人材像と履修モデル ITストラテジスト

学年	セメスタ	科目区分	科目名
1	1	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	システム情報分野特殊研究 研究指導	システム情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導
備考			
・目標とする人材 自ら確固とした専門分野を持ち、企業の経営戦略に基づいて、ITを活用してビジネスモデルや企業プロセスを革新・高度化・最適化するための基本戦略を策定・提案・推進する人材 ・身につける能力 問題を系統的に分析・解決する能力、IT戦略に関する広く深い知識を現実の問題に応用できる能力、ビジネスプロセスを革新するITを企画・開発できる能力 ※ITストラテジストの資格取得を推奨する			

※実務経験を要する職種については、本専攻で専門的な知識を深め、実務に就いてからのキャリアパスに結びつける。

資料4 養成する人材像と履修モデル Webインテグレーター

学年	セメスタ	科目区分	科目名
1	1	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	メディア情報分野特殊研究 研究指導	メディア情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導
備考			
・目標とする人材 最先端 IT 技術とメディアデザイン等の知識を融合し、国際的に通用する Web システムやコンテンツを作成する人材 ・身につける能力 最先端IT技術，メディアデザインに関する知識・技術、国際的な発信力・コミュニケーション能力			

※実務経験を要する職種については、本専攻で専門的な知識を深め、実務に就いてからのキャリアパスに結びつける。

資料4 養成する人材像と履修モデル メンタルトレーナー

学年	セメスタ	科目区分	科目名
1	1	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導
備考			
・目標とする人材 アスリートのトレーニング、チームの強化に心理とスポーツ科学の観点から総合的なサポートができ、さらに試合・競技の内容および結果を元にITによるデータ分析と戦略立案ができる人材 ・身につける能力 アスリート支援に有効なメンタルケアの知識、スポーツデータの分析・活用技術 国際競技大会で他国の大会委員、選手、コーチとコミュニケーションがとれ、スポーツ関連の国際会議で発表・議論ができる英語能力			

※実務経験を要する職種については、本専攻で専門的な知識を深め、実務に就いてからのキャリアパスに結びつける。

資料4 養成する人材像と履修モデル (心理・スポーツ分野の) 助教

学年	セメスタ	科目区分	科目名
1	1	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ 総合情報学研究指導
	2	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅱ 総合情報学研究指導
2	3	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅲ 総合情報学研究指導
	4	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅳ 総合情報学研究指導
3	5	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅴ 総合情報学研究指導
	6	心理・スポーツ情報分野特殊研究 研究指導	心理・スポーツ情報特殊研究Ⅵ 総合情報学研究指導

備考

- ・目標とする人材
最先端の IT、心理学とスポーツ科学の知識と技能を駆使して、社会的なニーズを踏まえた成果を国際的な場で発表できる国内外大学教員となる人材
- ・身につける能力
研究を計画的に遂行し着実に成果を得る能力、専門知識・技能をわかりやすく伝える能力、学生を能動的学修へと導く能力、英語で授業できる能力

※実務経験を要する職種については、本専攻で専門的な知識を深め、実務に就いてからのキャリアパスに結びつける。

資料5 学内・学外インターンシップ先一覧

学内インターンシップ

	施設名（所在地：いずれも本学川越キャンパス内）	受入人数
	実習先との連携体制	
1	学習支援室（情報）	3名
	総合情報学部のTAとして、学部生の情報教育を通じて大学教員に必要な教育方法について実務を通じて学修する。同時に専門知識・技能をわかりやすく伝える能力、学生を能動的学修へと導く能力を涵養する。 指導教員は施設の運営者と密接に連絡を取り、適切な指導を行う。	
2	スポーツ心理・生体・デザインシステムラボ	3名
	総合情報学部のTAとして、心理・スポーツ情報分野における主要な計測方法等についてアスリートの心身状態を計測する実務を通じて学修する。同時に、アスリート支援に有効なメンタルケアの知識、スポーツデータの分析・活用技術を涵養する。 指導教員は施設の運営者と密接に連絡を取り、適切な指導を行う。	
3	計算力学研究センター	3名
	計算力学研究センターのRAとして、メディア情報分野における主要な設備の利用法等について実務を通じて学修する。同時にメディアデザインに関する知識・技術を涵養する。 指導教員は施設の運営者と密接に連絡を取り、適切な指導を行う。	

※いずれも科目外の活動として行う。

学外インターンシップ

実習先名称	所在地	受入人数
1 プロメテック・ソフトウェア株式会社	東京都文京区本郷3-34-3 本郷第一ビル8階	2名
2 株式会社インサイト	東京都文京区本郷5-29-12 赤門ロイヤルハイツ407号	2名
3 ネットスマイル株式会社	東京都文京区湯島4-1-11 南山堂ビル3F	2名
	実習先との連携体制	
	実施内容（インターンテーマ）を、博士課程における研究テーマと、企業側の開発内容双方に寄与できる内容となるように連携して設定する。企業の研究者・開発者の補助の下、課題に取り組む。さらに実施前・中間・最終報告会をインターン先で開催し、成果発表して社会ニーズを踏まえた企業の視点におけるフィードバックを受ける。	

※いずれも科目外の活動として2週間程度を目処に実施する。

資料6 東洋大学研究倫理規程

東洋大学研究倫理規程

平成27年規程第55号

平成27年4月1日

施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人東洋大学行動規範」に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者が遵守すべき事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等を言う。

2 この規程において「研究者」とは、本学の専任教職員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指し、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずる。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

(最高管理責任者)

第3条 学長は、本学におけるすべての研究の最高管理責任者として、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう体制の整備を行う。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長の指名する副学長とする。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責務を有する。

(研究倫理教育責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、研究倫理教育責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

2 研究倫理教育責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育（以下、「研究倫理教育」という。）を確実、かつ定期的に実施する責務を負う。

3 研究倫理教育責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数の研究倫理教育副責任者を任命することができる。

第2章 研究者の責務

(研究者の基本的責任)

第6条 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等（以下、「法令等」という。）及び学校法人東洋大学及び本学が定める関係規程等（以下、「本学関係規程」という。）を遵守しなければならない。

（研究者の姿勢）

第7条 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

2 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、各自の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。

3 研究者は、科学研究によって生み出される知の正確さ及び正当性を、科学的かつ客観的に示す最善の努力をすると共に、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に関与しなければならない。

4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、習慣及び規律の理解に努めなければならない。

5 研究者は、生命倫理及び調査研究活動に関わる学問上の倫理、ハラスメントの禁止など社会的規範、その他法令等及び本学関係規程を遵守しなければならない。

6 研究者は、異なる分野の専門分野を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いに学問的立場を尊重しなければならない。

（研究活動における不正行為の防止）

第8条 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

（研究費の取り扱い）

第9条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令等、本学関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。

（研究組織の適切な管理）

第10条 研究者は、共同の研究者がいる場合には、当該研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重し、共同研究者、研究分担者、研究協力者等に対しては、誠意をもって接する。また学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

2 研究者は、共同研究を行う場合は、個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にしなければならない。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握及び管理する立場にある代表研究者が研究活動及び研究成果の確認を行わなければならない。

3 研究者は、若手研究者等が自律した研究活動を遂行できるよう適切な支援、助言等の環境整備に努めるものとする。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組むと共に、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(資料、情報、データ等の利用及び管理)

第11条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集しなければならない。

3 研究者は、当該研究のために収集及び採取又は作成した情報、データ等の関連する研究記録は、法令等又は本学関連規程に基づき適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。

4 前項の記録は、要求があった場合には開示しなければならない。

5 第3項の保管及び管理する期間は、別に定める。

(インフォームド・コンセント)

第12条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準ずる。

(研究対象などの保護)

第13条 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。

2 動物等に対しては、法令等及び本学関連規程に基づき、真摯な態度でこれを扱う。

(研究成果等の適切な説明及び公表)

第14条 研究者は、研究成果の公表に際して、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。

2 公表に際して、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

3 研究者は自ら携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こり得る変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(個人情報の保護)

第15条 研究者は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令等、本学関連規程に基づき適正な取り扱いを行わなければならない。

(機器、薬品及び材料の安全管理)

第16条 研究実験において研究装置、機器等及び薬品、材料等を用いるときは、法令等、本学関係規程を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(審査の公正性)

第17条 研究者は、他人の研究論文等の査読、その他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(利益相反への適切な対応)

第18条 研究者は、自らの研究行動に当たり、利益相反が発生しないよう、法令等、本学関係規程を遵守し、本学及び本学の教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第3章 本学の責務

(啓発活動)

第19条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理に係る意識を高め、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

2 本学は、研究倫理教育責任者と協力し、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に務める。

(相談窓口)

第20条 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する。

(不正行為)

第21条 本学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため必要な措置を講じる。

2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(東洋大学研究倫理委員会)

第22条 本学は、本規程の目的を達成し、かつ適切な運用を図るため、東洋大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

第4章 その他

(所管)

第23条 本規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が取り扱う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

資料7 東洋大学研究倫理委員会規程

東洋大学研究倫理委員会規程

平成19年規程第4号

平成19年3月12日

公示

平成19年2月23日

施行

改正 平成21年4月1日

平成26年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動において、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項の遵守を促し、研究活動における倫理規範の確立に努めるとともに、不正行為に対する措置等について定め、不正行為を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定める。

(1) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

(2) 対象研究者 前号の研究者のうち第5条の規定により不正を告発又は情報提供に関する通報又は相談（以下「通報等」という。）された者及び第8条第2項の規定により予備調査の対象になった者をいう。

(3) 不正行為 研究活動において、次に掲げる行為をいう。

ア 論文作成（含む著作権等）及び結果報告におけるデータ、情報、調査等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）

イ 学内外から得た研究費の不正使用、不正受給及びこれに関する証拠隠滅又は調査妨害

ウ 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップ等及びこれに関する証拠隠滅及び調査妨害

(研究倫理委員会の設置)

第3条 第1条の規定に基づき、不正行為に対処するために東洋大学研究倫理委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

2 本委員会は次の者をもって構成する。

(1) 学長の指名する副学長 1名

(2) 研究推進部長

(3) 学部長から2名

(4) 大学院研究科長から1名

(5) 学長が指名する法律の知識を有する専任教員 1名

- (6) 学長が指名する外部有識者 若干名
- 3 前項に定めるもののほか、本委員会が必要と認める場合には、理事長が指名する常務理事1名を構成員に加えることができる。
 - 4 第2項第3号の委員は、学部長の互選とする。
 - 5 第2項第4号の委員は、大学院研究科長の互選とする。
 - 6 第2項第5号及び第6号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(本委員会の運営)
- 第4条 本委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、前条第2項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 本委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、委員長の指名による。
 - 4 本委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。
 - 5 議決に当たっては、出席委員の過半数の同意を必要とする。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。
(不正行為に関する通報等)
- 第5条 研究者の不正行為に関する通報等を行うことができる者（以下「通報者等」という。）の範囲及びその取扱いについては、学校法人東洋大学公益通報に関する規則（以下「公益通報規則」という。）第2条及び第3条に準ずる。
- 2 通報者等は、不正行為を発見したとき又は不正行為の存在を思料するにいたったときは、原則として頭名による通報・相談受付シート（別紙様式第1）をもって、第22条に規定する窓口に通報等を行うことができる。
 - 3 匿名による通報等又は相談があった場合は、信ずるに足りる相当の理由、証拠等のある場合を除き、調査対象として受理しない。
 - 4 通報等があった場合で、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、第13条に基づき、調査機関に該当する研究・配分機関に当該通報等を回付する。回付された研究・配分機関は当該研究・配分機関に通報等があったものとして当該通報等を取り扱う。
 - 5 前項に加え、ほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、通報等を受けた研究・配分機関は該当する研究・配分機関に当該通報等について通知する。
 - 6 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者等が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、通報者等（匿名除く）に通報等を受け付けたことを通知する。
 - 7 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。
 - 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという通報等については、その内容を確認及び精査し、相当の理由があると認

められたときは、対象研究者に警告を行うものとする。ただし、対象研究者が本学に所属していない場合は、対象研究者の所属する研究機関に事案を回付することができる。本学に所属しない対象研究者に対して本学が警告を行った場合は、対象研究者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

- 9 報道や会計検査院等の外部機関により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。
- 10 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されており、不正行為を行ったとする研究者及びグループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限り、不正行為に関する通報等に準じた取扱いをすることができる。

(専門委員)

第6条 本委員会は、予備調査及び本調査において活動の適正化を確保するために、その専門分野に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、本委員会の意見を聞いて委員長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員長の求めに応じて、本委員会に出席し意見を述べるることができる。
- 4 その他、専門委員について必要な事項は、その都度本委員会において別に定める。

(守秘義務)

第7条 本委員会の委員、専門委員並びに通報者等を含む関係者は、本規程に基づく不正行為の通報等及び調査により知り得た秘密は、これを他に漏らしてはならない。

- 2 調査事案が漏えいした場合、通報者等及び対象研究者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者等又は対象研究者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(調査委員会)

第8条 調査委員会は、次の構成員により実施する。

- (1) 委員長が指名する本委員会の委員 2名以上
- (2) 委員長が指名する専門委員 2名以上
- (3) 前各号に定めるもののほか、本委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項の構成員は、半数以上を外部有識者で構成することとし、通報者等及び対象研究者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 第1項第1号及び第2号の構成員の中から、委員長の指名する者を責任者に充てる。
- 4 調査委員会は本委員会より命じられた予備調査及び本調査等を行うものとする。

(予備調査)

第9条 第5条に基づき、通報等があった場合、学長は、7日以内に内容の合理性を確認し、予備調査の要否を判断しなければならない。

- 2 学長が必要と認めた場合には、学長は委員長に速やかに予備調査を実施

するよう命じる。

- 3 委員長は、学長から命じられた日から14日以内に本委員会を招集し、速やかに予備調査を実施する。
- 4 予備調査の実施判断がなされた場合は、実施判断がなされた日から20日以内に通報者等（匿名除く）に対して予備調査実施について通知する。
- 5 報道、会計検査院等の外部機関の指摘により、不正の疑いが生じた場合も通報等と同様の取扱いとし、学長が必要と認めた場合は、委員長に予備調査の実施を命じることができる。
- 6 公的研究費に係る予備調査の実施が決定した場合は、通報等があった日から30日以内に予備調査を実施することを当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告し、協議しなければならない。
- 7 予備調査は、通報等の内容の合理性、調査可能性等について調査を行う。
- 8 予備調査においては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 関係資料等の調査
 - (2) その他、予備調査に必要な事項
- 9 通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。
- 10 本委員会は、本調査実施の要否について、通報等のあった日から30日以内に判断しなければならない。
- 11 予備調査の結果については、文書にまとめて、責任者から委員長に報告する。
- 12 予備調査の結果、本調査にいたらなかった場合、委員長はその結果及び理由を学長に報告する。また、通報者等にも同様に報告することとし、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び通報者等の求めに応じて開示する。
- 13 予備調査に必要な事項は、別に定める。

(本調査)

- 第10条 委員長は、前条の予備調査において不正行為が存在する若しくは存在の疑いがあると思料する場合には、調査結果を文書にまとめ速やかに学長へ報告する。
- 2 学長は、報告を受け不正行為が存在する疑いがあると判断した場合には、速やかに委員長に本調査を実施するよう命じるとともに、理事長に本調査実施までの経過を報告する。
 - 3 本委員会は、本調査の実施が決定した場合、通報者等及び対象研究者に対し、速やかに本調査の実施を通知し、調査への協力を求める。通報者等及び対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関に対しても本調査の実施を通知する。
 - 4 本調査の実施が決定した場合は、決定した日から30日以内に本調査を開始する。
 - 5 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合は、速やかに、調査方針、調査方法等について当該事案に係る配分機関等及び文

部科学省に報告し、協議しなければならない。

- 6 本調査においては、調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 対象研究者及びその関係者からの事情聴取
 - (2) 関係資料等の調査
 - (3) 取引先業者からの事情聴取及び関係資料等の調査
 - (4) 対象研究者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止
 - (5) その他、調査に必要な事項
- 7 調査委員会の本調査に当たって、通報者等及び対象研究者並びにその関係者は誠実に協力しなければならない。
- 8 調査委員会から関係資料等の提出を求められた場合は、対象研究者及びその関係者は、これに応じなければならない。
- 9 関係資料等の隠滅、廃棄等が行われる恐れがあると調査委員会が判断した場合は、関係する研究室等の一時閉鎖並びに実験、解析等に係る設備、装置、機器及び資料の保全を行うことができる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、研究対象者の研究活動を制限しない。
- 10 一時閉鎖又は保全を行う場合は、事前に理事長、学長、対象研究者及びその関係者が所属する学部及び大学院の学部長、学科長及び所属長（以下「所属長」という。）の承諾を得るとともに、所属長が指名する教授2名の立ち会いを必要とする。
- 11 対象研究者は、事情聴取に際して、意見の陳述又は弁明を行うことができる。対象研究者が意見の陳述又は弁明するにあたって、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたこと及び論文等もそれに基づき執筆されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。また、研究費の使用においては、会計処理基準等に則り適切に処理したことを、法的根拠（取扱い要領等を含む。）に基づき説明しなければならない。
- 12 前号の意見の陳述及び弁明については、対象研究者本人が行うものとするが、付添人（弁護士に限るものとし、発言は認められない。）の同席を認めることができる。
- 13 調査委員会が必要と認める場合又は対象研究者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、調査委員会により合理的に必要と判断される範囲内において、再現実験の機会を確保する。その際は、調査委員会の指導及び監督の下に行う。
- 14 本調査の対象には、通報等があった事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した研究対象者のほかの研究活動も含めることができる。
- 15 通報等があった事案の調査に当たっては、通報者等が了承したときを除き、調査関係者以外の者や対象研究者に通報者等が特定されないよう周到に配慮する。
- 16 不正行為が特定不正行為に当たる場合は、通報等があった事案に係る研

究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出する。

- 17 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき事項が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

（異議申立て）

第11条 本調査に当たっては、調査委員の氏名や所属を通報者等及び対象研究者に示さなければならない。これに対し、通報者等及び対象研究者は、示された日から7日以内に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、本委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者等及び対象研究者に通知する。

（調査手続、方法等の公表）

第12条 不正行為の疑惑が生じた際の調査手続、方法等について、本学のウェブページに掲載し、学内外に公表する。

（不正行為の通報等に係る事案の調査及び調査を行う機関）

第13条 本学に所属する研究者に係る特定不正行為の通報等があった場合、原則として、本学が通報等のあった事案の調査を行う。

- 2 どの研究機関にも所属していないが専ら本学の施設及び設備を使用して研究する研究者についても前項に準ずる。
- 3 対象研究者が複数の研究機関に所属する場合、原則として対象研究者が通報のあった事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行う。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- 4 対象研究者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で通報等があった事案の調査を行う。
- 5 対象研究者が、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等があった事案の調査を行う。対象研究者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等があった事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等があった事案の調査を行う。
- 6 前各項までによって、通報等があった事案の調査を行うこととなった場合は、対象研究者が本学に所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行う。
- 7 対象研究者が、調査開始のとき及び通報等があった事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき調査機関による調査の実施が極めて困難であると、通報等があった事案に係る配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関

から協力を求められたときは、誠実に協力する。

- 8 他の機関、学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第7条、第9条、第10条、第13条から第16条及び第20条は委託された機関、調査に協力する機関等の調査等に準用される。

（調査結果の認定）

第14条 調査委員会は、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著書の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であっても、調査を通じて通報等があった事案が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、通報者等に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前2項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに本委員会に報告し、その報告を受け、委員長は学長に報告する。
- 4 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者の所属する機関は、内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告する。
- 5 調査委員会は、第10条第11項により対象研究者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 6 調査委員会は、対象研究者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実、故意性等から証拠の証明力を判断することとする。なお、対象研究者の自認を唯一の根拠として不正行為と認定することはできない。
- 7 不正行為に関する証拠が提出された場合には、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。
- 8 生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、対象研究者が本来存在すべき基本的な要素（以下「基本的な要素」という。）の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、前項と同様の扱いとする。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。
- 9 基本的な要素の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間及び対象研究者が所属する、又は通報等に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合、前項と同様の扱いとする。

- 10 第10条第11項による説明責任の程度及び前項に定める基本的要素については、研究分野の特性に応じ、本委員会が判断する。
(調査結果の通知及び報告書の作成)
- 第15条 本委員会は、調査委員会の報告を受け、本調査実施日から150日以内に報告書を作成する。ただし、不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とする場合は、その限りではない。
- 2 本委員会は、調査結果を速やかに通報者等及び対象研究者並びに対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者に通知する。対象研究者又は対象研究者以外で不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。
- 3 本委員会は、不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に当該調査結果を報告する。
- 4 第1項及び前項における調査結果の報告に記載する事項は、別に定める。
- 5 通報等が悪意に基づくものと認定された場合、本委員会は通報者等の所属機関に通知する。
- 6 不正行為の存在を確認した場合、東洋大学研究倫理規程第3条から第5条及び東洋大学公的研究費及び管理規程第3条から第6条において定める各責任者（以下「責任者等」という。）の管理監督の責任が十分に果たされていたかを調査する。
- 7 前項の責任者等の管理監督責任が十分に果たされず、結果的に不正を招いたと判断された場合は、その旨を報告書に記載する。
- 8 委員長は、報告書を作成し学長に報告する。
- 9 学長は、前項の報告書を受け理事長に報告する。
- 10 理事長は、前項の報告により不正行為の存在が確認された場合及び通報者等が悪意に基づく通報等を行ったと認定された場合は、速やかに東洋大学懲戒委員会を設置する。
- 11 理事長は、第9項の報告により取引先業者の不正行為の存在が確認された場合は、速やかに学校法人東洋大学調達規程に基づき、取引先業者を処分する。
- 12 本委員会は、本調査の結果、不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。
(不服申し立て及び再調査)
- 第16条 不正行為と認定された対象研究者及び責任を果たしていないとされた責任者等は、調査結果の報告を受けた日から7日以内に、本委員会に不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報者等は、その認定について、前項と同様に不服申し立てをすることができる。
- 3 不服申し立ての審査は調査委員会が行う。不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本委員会は調査委員を交代させ、若しくは追加し、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせること

ができる。ただし、本委員会が当該不服申し立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 4 不正行為があったと認定された場合に係る研究対象者による不服申し立てについて、調査委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を実施するか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと判断した場合には、直ちに本委員会に報告する。
 - 5 本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。このとき、当該不服申し立てが当該事案の引き伸ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、本委員会は以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
 - 6 第1項の不服申し立てについて、再調査の実施が決定した場合には、本委員会は調査委員会に再調査を命じることとし、調査委員会は対象研究者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めることができる。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに本委員会に報告する。
 - 7 前項について、本委員会は、学長に当該決定を報告し、対象研究者に通知する。
 - 8 本委員会は、対象研究者から不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者等に通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
 - 9 調査委員会が再調査を開始した場合は、不服申し立てを受けた日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに本委員会に報告し、本委員会は当該結果を通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
 - 10 第2項による不服申し立てがあった場合、本委員会は、通報者等が所属する機関及び研究対象者に通知する。
 - 11 前項の不服申し立てについては、調査委員会は不服申し立てを受けた日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに本委員会に報告する。また、本委員会は、当該結果を直ちに通報者等及び対象研究者並びに通報者等が所属する機関に通知する。
 - 12 本委員会は、第8項から第11項において不正行為が特定不正行為に当たる場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
(通報者等及び調査協力者並びに対象研究者の保護)
- 第17条 通報者等及び調査協力者に対しては、通報等を理由として不利益を受けないように、十分に配慮を行う。
- 2 対象研究者に対しては、相当な理由なしに、単に通報等がなされたことのみをもって不利益な取扱いをしてはならない。
(通報者等の禁止事項)
- 第18条 通報者等は、不正の利益を得る目的、大学又は大学研究者に損害を

加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。この場合に、通報者等は処分等の対象となる。

(公的研究費に係る不正に対する配分機関等及び文部科学省への調査結果の報告)

第19条 通報等があった日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費の管理、監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に提出しなければならない。

2 不正行為の有無の確認のため、再実験、解析等において日数を必要とし、調査が終了していない場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に途中経過を報告し、調査が終了し次第、速やかに最終報告書を提出する。
(調査結果の公表)

第20条 不正行為が特定不正行為及び公的研究費に係る不正であった場合において、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。ただし、合理的な理由がある場合は、第1号を非公表とすることができる。

(1) 不正に関与した者の氏名及び所属

(2) 不正の内容

(3) 公表時までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名及び所属

(5) 調査の方法、手順等

2 本委員会は、不正が行われなかったとの認定があった場合には、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合、論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。
(啓発活動)

第21条 本委員会は、責任者等と協力して、不正行為の防止及び研究倫理の啓発のために、広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

2 本委員会は、研究倫理教育責任者等と協力して、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育の実施に努める。

3 悪意に基づく通報等を防止するため、通報等は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、通報等には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、通報者等には調査に協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく通報等であったことが判明した場合は、氏名の公表や処分等の対象となることを学内外にあらかじめ周知する。
(不正行為に関する通報及び相談窓口の設置)

第22条 本委員会は、不正行為に関する通報等に対応するため、大学の学内と学外に窓口を設置する。

2 学内窓口は、学長室長とし、学外窓口は、外部の専門機関に委託する。

3 学内外に関わらず、不正行為に関する通報等があった場合は、学長室長は、速やかに学長へ報告する。

4 通報及び相談窓口の責任者は、統括管理責任者とする。

(庶務)

第23条 本委員会の庶務は、研究推進部研究推進課が行う。

(改正)

第24条 この規程の改正は、学長が本委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年2月23日から施行する。

附 則 (平成21年規程第13号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第58号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第133号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第57号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別紙様式 (省略)

資料 8 東洋大学公的研究費運営・管理規程

東洋大学公的研究費運営及び管理規程

平成19年規程第45号

平成19年11月12日

公示

平成19年11月12日

施行

改正 平成21年4月1日

平成26年8月1日

平成27年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という。）に定める事項を遵守し、東洋大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に運営及び管理することを目的とする、東洋大学公的研究費運営及び管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

(用語の定義)

第2条 本規程において用いられる用語の定義については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 公的研究費 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究者 本学の専任教員及び本学の施設設備を利用して研究を行っている者をいう。

第2章 責任体制及び職務権限の明確化

(最高管理責任者)

第3条 学長は、最高管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、最終的な責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 公的研究費管理及び運営担当副学長は、統括管理責任者として、公的研究費の運営及び管理に関し、全体を総括する実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 統括管理責任者は、公的研究費の運営及び管理の基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定し、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 各部局（大学院（専門職大学院を含む。）研究科、学部、研究所及び研究センター）の長は、コンプライアンス推進責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、学科、専攻、研究所及び研究センターの組織レベルで複数のコンプライアンス副責任者を任命することができる。
- 4 研究推進部長は、運営担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。
- 5 経理部長は、経費担当のコンプライアンス推進責任者として、公的研究費の予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。
(運営及び経費担当者)

第6条 各キャンパス（白山、川越、板倉、朝霞）内の関係事務局部長は、運営及び経費担当者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き、予算執行状況及び経費手続き上の実質的な権限を有しその責任を負う。

第3章 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備 (ルール of 明確化及び統一化)

第7条 本学では本規程のもと、公的研究費を全学的な統一したルールで適正に運営及び管理する。

- 2 適正な運営及び管理体制を保持する観点から、本規程の見直しを定期的に行う。
- 3 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るために、教職員対象の説明会を実施する。
(関係者の意識向上)

第8条 研究活動規範に基づき、これを本学関係者全体に周知徹底することにより、一層の研究の使命と公的財源の大切さを認識させる。

- 2 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 本学の規則等を遵守すること。
 - (2) 不正を行わないこと。
 - (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- 3 誓約書を提出しない者は、公的研究費への申請、運営及び管理を行うことができない。

(公的研究費の使用に関する相談窓口)

第9条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続きに関する相談窓口を研究推進部研究推進課に設置する。

- 2 相談窓口の責任者は、研究推進部長とする。

第4章 不正防止計画の推進 (不正防止計画推進委員会)

第10条 本学は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止するよう努める。

- 2 前項に掲げる事項を達成するために、東洋大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第11条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学長が指名する部局責任者 3名
- (3) 研究推進部長
- (4) 経理部長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、統括管理責任者とする。

(委員会の事務)

第12条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課及び経理部経理課が行う。

(不正防止計画推進部署)

第13条 不正防止計画の推進を担当する部署は、研究推進部研究推進課とする。

2 不正防止計画推進部署は、研究機関全体の観点から、具体的な対策を策定し、実施状況を確認する。

第5章 研究費の適正な運営及び管理活動

(適正な運営及び管理)

第14条 本学は、法令及び本学の諸規程を遵守し、不正防止計画に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理に努める。

2 物品等の調達、研究者の出張及び非常勤雇用者の管理については、次のとおり取り扱う。

- (1) 公的研究費により物品等（機器備品、消耗品、書籍等）を調達する場合、学校法人東洋大学調達規程（以下「調達規程」という。）及び関係規程に基づき、発注及び検収を行う。
- (2) 研究者が出張する場合は、東洋大学教職員旅費規程及び関係規程に基づき適正に処理する。
- (3) 非常勤雇用者は、当該公的研究費に係る業務に従事させ、その勤務実態を適切に把握する。

(取引業者)

第15条 取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のある牽制体制を構築し管理する。

2 本学の不正対策に関する方針及びルール等を取引業者に周知徹底し、取引業者に誓約書の提出を求める。誓約を求める内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査等の調査等において、取引帳簿の閲覧及び提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 本学の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には本学に通報すること。

3 誓約書を提出しない取引業者とは、原則として公的研究費に関わる取引

を行うことができない。

(取引停止)

第16条 不正な取引に関与した業者については、調達規程に基づき、一定期間の取引停止又は以後の取引を停止する。

第6章 モニタリング

(日常的モニタリング)

第17条 公的研究費の適正な運営及び管理を徹底するため、関係する研究者及び事務職員により、日常的なモニタリングを実施し、不正が発生しないよう予防する。

(内部監査室)

第18条 内部監査室は、本規程の目的を達成するため、学校法人内部監査規程に基づく監査を次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 本学の公的研究費の運営、管理体制の整備及び運営状況、並びに法令及び本学諸規程の遵守状況等に関わる独立的なモニタリングの実施。
- (2) 不正発生要因を分析し、不正発生リスクに対する重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査の実施。

(監事及び会計監査人との連携)

第19条 内部監査室は、内部監査の実施に際し、監事及び会計監査人と連携し、実効性のあるモニタリング及びリスクアプローチ監査に努める。

第7章 その他

(公的研究費運営及び管理体制の公表)

第20条 公的研究費を適正に運営及び管理する体制を、本学のウェブページに掲載し学内外に公表する。公表する内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 東洋大学公的研究費運営及び管理規程
- (2) 東洋大学研究倫理規程
- (3) 東洋大学研究倫理委員会規程
- (4) 公的研究費不正防止計画
- (5) 公的研究費執行要領

(改正)

第21条 この規程の改正は、学長が委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成19年11月12日から施行する。

附 則 (平成21年規程第12号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第132号)

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第58号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

資料9 東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理規程

平成28年規程第35号

平成28年4月1日

施行

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）に基づき、東洋大学（以下「本学」という。）における人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）について必要な事項を定めることにより、人間の尊厳及び人権を守り、研究の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 研究

人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解並びに傷病の予防方法並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される医学系研究をいう。ただし、遺伝子組換え生物等の使用等に関する研究、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第2条第1項第20号に規定する動物性集合胚を使用する研究、ヒトES細胞の樹立に関する指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第2号）第2条第5号に規定するヒトES細胞を使用する研究及び本規程第6条に規定する東洋大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定めるものを除く。

(2) 研究対象者

研究対象が人である場合は、その対象者をいい、人由来物質の場合は、その提供者をいう。

(3) 研究者

研究の実施に携わる関係者をいう。（研究者には本学学生を含む。）

(4) 研究責任者

研究の実施に携わるとともに、当該研究に係る業務を統括する者をいい、本学の専任教員（任期付教員を含む。）とする。

(5) 侵襲

研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。ただし、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

(6) 介入

研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因（健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む。）の有無又は程度を制御する行為（通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む。）をいう。

（関連法令などとの関連）

第3条 研究に係る倫理及び安全の管理については、関係法令及び別に定めるもののほか、この規程に定める。

2 研究においては、「東洋大学研究倫理規程」、研究対象者の個人情報を取得又は保有する場合における個人情報の取り扱いは、「学校法人東洋大学における個人情報の保護に関する規程」に定める。

3 研究対象者に対する研究の倫理については、「ヘルシンキ宣言」（WMA世界医師会2013年修正）及び指針の趣旨に則る。

4 研究の信頼性確保は、「東洋大学利益相反マネジメント規程」に定める。

第2章 本学の責務

（学長の職務）

第4条 学長は、研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

(1) 研究の計画又は計画の変更を求められたときは、審査委員会に意見を求め、その意見を尊重し、当該許可又は不許可を決定する。

(2) 研究の進行状況及び結果を把握し、研究が倫理的、法的又は社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずる。

(3) 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定める。

(4) 研究倫理に関する教育及び研修を本学の研究者が受けることを確保するための措置を講じ、自らもこれらの教育及び研修を受ける。

2 学長は、前項及び本規程の規定により学長の職務とされている事項を、学長が指名する副学長に委任することができる。

（各部局長の職務）

第5条 研究を実施する各部局の長（以下「部局長」という。）は、研究が適切かつ安全に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない。

（運営委員会の設置）

第6条 本学は、本規程の目的の達成かつ適切な運用を図るために運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 運営委員会の運営に関する事項

(2) 人を対象とする医学系研究に関する倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関する事項

(3) 本規程、関連の細則等の制定改廃に関する事項

(4) その他人を対象とする医学系研究倫理に関する事項

（運営委員会の委員）

第7条 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 研究推進を担当する副学長
 - (2) 研究推進部長
 - (3) 学長が指名する学部長又は研究科長 若干名
 - (4) 医学、医療その他の自然科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学長が指名する本学教職員 若干名
 - (5) 倫理、法律その他の人文社会科学分野に関して学識経験を有する者のうちから学長が指名する本学教職員 若干名
- 2 前項第3号から第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で委員となった委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- (運営委員会の委員長)
- 第8条 運営委員会に、委員長（以下「運営委員長」という。）を置き、委員の互選により選出する。
- 2 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。
- (運営委員会の副委員長)
- 第9条 運営委員会に、副委員長（以下「運営副委員長」という。）を置くことができる。
- 2 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代理又は代行する。
- 3 運営副委員長は、運営委員長が委員のうちから指名する。
- (運営委員会の定足数及び議決)
- 第10条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 2 運営委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。
- (書面等による決議)
- 第11条 前条の規定にかかわらず、運営委員長が運営委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき前条第1項に規定する定足数を満たす委員からの書面又は電磁的記録による意思表示があった場合は、前条第2項の規定を準用し、当該提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。
- 2 運営委員長は、前項の規定により運営委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の運営委員会において報告しなければならない。
- (運営委員会の委員の責務)
- 第12条 運営委員会の委員は、対象者の権利と福利を保護することを第一に職務を行う。
- 2 運営委員会の委員は、委員の職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を運営委員長に申告しなくてはならない。
- 3 運営委員会の委員は、研究の計画の審査に必要な知識についての講習又は教育を受けなければならない。
- 4 運営委員会の委員は、職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (運営委員会の委員でない者の出席)

第13条 運営委員長は、運営委員会の委員でない者に運営委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査委員会の設置)

第14条 本学に、研究に関する審査を行うために、審査委員会を設置する。

(審査委員会の委員)

第15条 審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 運営委員長

(2) 第7条第1項第4号の委員のうちから学長が指名する者 若干名

(3) 第7条第1項第5号の委員のうちから学長が指名する者 若干名

(4) 一般の立場から意見を述べることのできる者 若干名

(5) 学外有識者 2名以上

(6) その他学長が必要と認めた者

2 審査委員会は、5名以上の委員で構成し、男性及び女性を少なくともそれぞれ2名以上含まれるようにしなければならない。

3 第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中で委員となった委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に審査委員長を置き、委員の互選により選出する。

(審査委員会の委員の責務)

第16条 審査委員会の委員は、倫理的観点及び科学的観点から、利益相反に関する情報も含めて中立かつ公正に職務を行う。

2 審査委員会の委員は、委員の職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を運営委員長に申告しなくてはならない。

3 審査委員会の委員は、研究の計画の審査に必要な知識についての講習又は教育を受けなければならない。

4 審査委員会の委員は、職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査委員会の定足数及び議決)

第17条 審査委員会は、次の各号に掲げる全ての事項を満たさなければ、開くことができない。

(1) 委員の過半数かつ5名以上の出席

(2) 第15条第1項第2号から第5号の委員のそれぞれ1名以上の出席

(3) 男性及び女性の委員のそれぞれ1名以上の出席

2 審査委員会の議は、全会一致で決する。ただし、審査委員長が必要と認めるときは、委員の3分の2以上の多数により決することができる。

3 審査委員会の決議について、特別な利害関係を有すると審査委員長が認めた委員は、議決に加わることができない。

(審査委員会の委員でない者の出席)

第18条 審査委員長は、審査委員会の委員でない者に審査委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(書面等による決議)

第19条 第17条第各項の規定にかかわらず、審査委員長が審査委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき第17条第1

項及び第3項に規定する定足数を満たす委員からの書面又は電磁的記録による意思表示があった場合は、第17条第2項の規定を準用し、当該提案を可決する旨の審査委員会の決議があったものとみなす。

- 2 審査委員長は、前項の規定により審査委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の審査委員会において報告しなければならない。

(情報公開と保存)

第20条 審査委員会の開催状況及び審査の概要は、公開する。ただし、審査委員長が、対象者の人権又は研究等の独創性若しくは知的財産権を保護する必要があると認めた場合は、公開しないことができる。

- 2 審査委員会は、審査を行った研究に関する審査資料を当該研究の終了について報告される日までの期間（侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間）、適切に保管しなければならない。

(研究者の責務)

第21条 研究者は、関係する規程等によるもののほか、指針第2章第4（研究者等の基本的責務）に基づき、次に掲げる基本的責務を持つ。

- (1) 研究対象者への配慮
- (2) 研究の倫理的妥当性及び科学的合理性の確保
- (3) 研究倫理に関する教育及び研修の受講

(研究責任者の責務)

第22条 研究責任者は、関係する規程によるもののほか、指針第2章第5（研究責任者の責務）に基づき、次に掲げる基本的責務を持つ。

- (1) 研究計画書の作成及び研究者に対する遵守徹底
- (2) 研究の進捗状況の管理及び監督並びに有害事象等の把握及び報告
- (3) 前条に定める研究者の責務

第3章 研究の審査手続

(学長の承認)

第23条 研究責任者は、研究を実施しようとする場合は、あらかじめ、研究計画書及び別に定める要領で定める書類を作成し、学長の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 学長は、前項の承認には必要に応じて条件を付することができる。
- 3 学長は、第1項の承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに研究責任者に通知する。

(審査の判定)

第24条 学長は、前条の申請があった研究計画について、審査委員会の議を経て、その審査の判定を行う。

- 2 審査の判定区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認

(5) 非該当

(審査委員会への意見聴取)

第25条 学長は、第23条第1項の規定に基づき、研究責任者から研究計画の承認を求められたときは、その妥当性について審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、審査委員長があらかじめ指名する委員（以下「担当委員」という。）が、当該研究計画が指針又は運営委員会があらかじめ定める要件に該当し、審査委員会における審査を必要としないと認めた場合はこの限りでない。

(予備審査)

第26条 審査委員会は、前条の規定により学長から意見を聴かれた場合は、審査する研究計画ごとに担当委員において予備審査を行った上で、審査を行う。

2 予備審査を行った担当委員の全員が、研究計画が次のいずれかに該当し、審査委員会で審査することが適当でないと認めた場合は、審査委員会は、審査委員会において審査を行わず、当該研究計画について見直しを求めることが適当である旨の意見を学長に述べる。

(1) 倫理的又は科学的見地から著しく妥当性を欠いている場合

(2) その他審査委員会で審査する水準に達していないと認められる場合
(迅速審査)

第27条 前条第1項の規定にかかわらず、予備審査を行った担当委員の全員が、当該研究計画が次のいずれかに該当し、これを承認することが適当であると認めた場合は、審査委員会が承認の決議をしたものとみなす。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

2 審査委員長は、前項の規定により審査委員会が承認の決議をしたものとみなしたときは、その旨を審査委員会の委員に報告しなければならない。この場合において、審査委員会の委員は、当該研究計画を承認することが適当でないと認めるときは、異議を申し立てることができる。

3 前項後段の規定により審査委員会の委員から異議の申し立てがあった場合において、審査委員長が必要と認めたときは、審査委員会において審査を行う。

(審査委員会における審査)

第28条 審査委員会は、研究責任者から提出された研究計画書に基づき、研究計画に関して次に掲げる事項を審査する。

(1) 指針、関連の法令等に適合していること。

(2) 倫理的及び科学的見地から適正かつ妥当な内容であり、実施に当たり必要な安全を確保していること。

第4章 その他

(研究の履行状況の实地調査)

第29条 運営委員会は、学長が承認した研究が、研究計画書に沿って適切に行われているかを随時实地調査することができる。

2 運営委員会は、前条の实地調査の結果、研究活動が研究計画書と異なると認めたとき又は法令等に違反していると認めたときは、その旨を速やかに学長に報告する。

(是正措置)

第30条 学長は、次に掲げる場合は、研究責任者に対し、研究方法の改善若しくは研究の一時停止を勧告し、又は第23条第1項の承認を取り消すことができる。

(1) 第27条第2項後段の規定により、審査委員会の委員から異議の申し立てがあった場合

(2) 前条第2項の報告を受けた場合

(異議の申し立て)

第31条 研究責任者は、次の各号のいずれかの場合において、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

(1) 第23条第1項の承認に条件が付された場合又は不承認となった場合

(2) 第26条第2項の規定により研究計画の見直しを求められた場合

(3) 前条の規定により研究方法の改善若しくは研究の一時停止を勧告された場合又は第23条第1項の承認を取り消された場合

2 学長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、速やかに審査委員会に審査を依頼し、その結果を研究責任者に通知しなければならない。

(研究結果の報告)

第32条 研究責任者は、学長が承認した研究の実施期間終了後、速やかに所定の様式による研究結果報告書を学長に提出しなければならない。

2 研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、各年度末までに所定の様式による経過報告書を学長に提出しなければならない。

3 研究結果報告書及び経過報告書を提出しない研究責任者が、新たに別の研究計画書を学長に提出した場合は、学長はこれを受理しない。

(所管)

第33条 この規程に関する事務は、研究推進部研究推進課が行う。

(雑則)

第34条 研究の審査に関する必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(改正)

第35条 この規程の改正は、学長が運営委員会の意見を聴いて行う。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

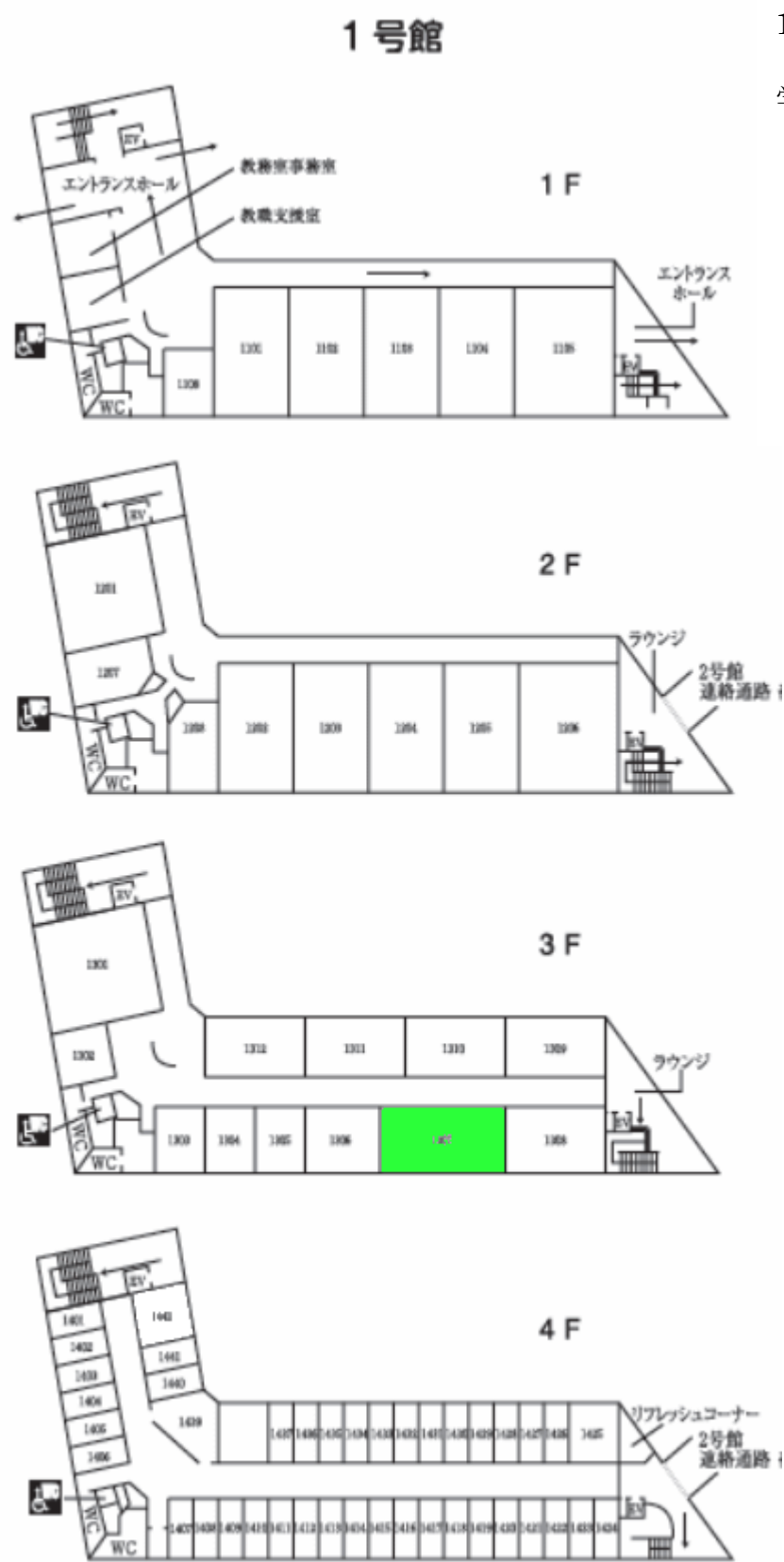
2 この規程の施行に際し、「東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部のヒト及びヒト由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会規程」及び「東洋大学生命科学部・食環境学部・総合情報学部・

理工学部の人及び人由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会細則」は廃止する。

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、既に「東洋大学生命科学部・食環境科学部・総合情報学部・理工学部の人及び人由来物質を対象とした研究に関する倫理審査委員会細則」第3条第1項の規定により提出された研究計画書の審査については、なお従前の例による。

資料 10 大学院専有スペース

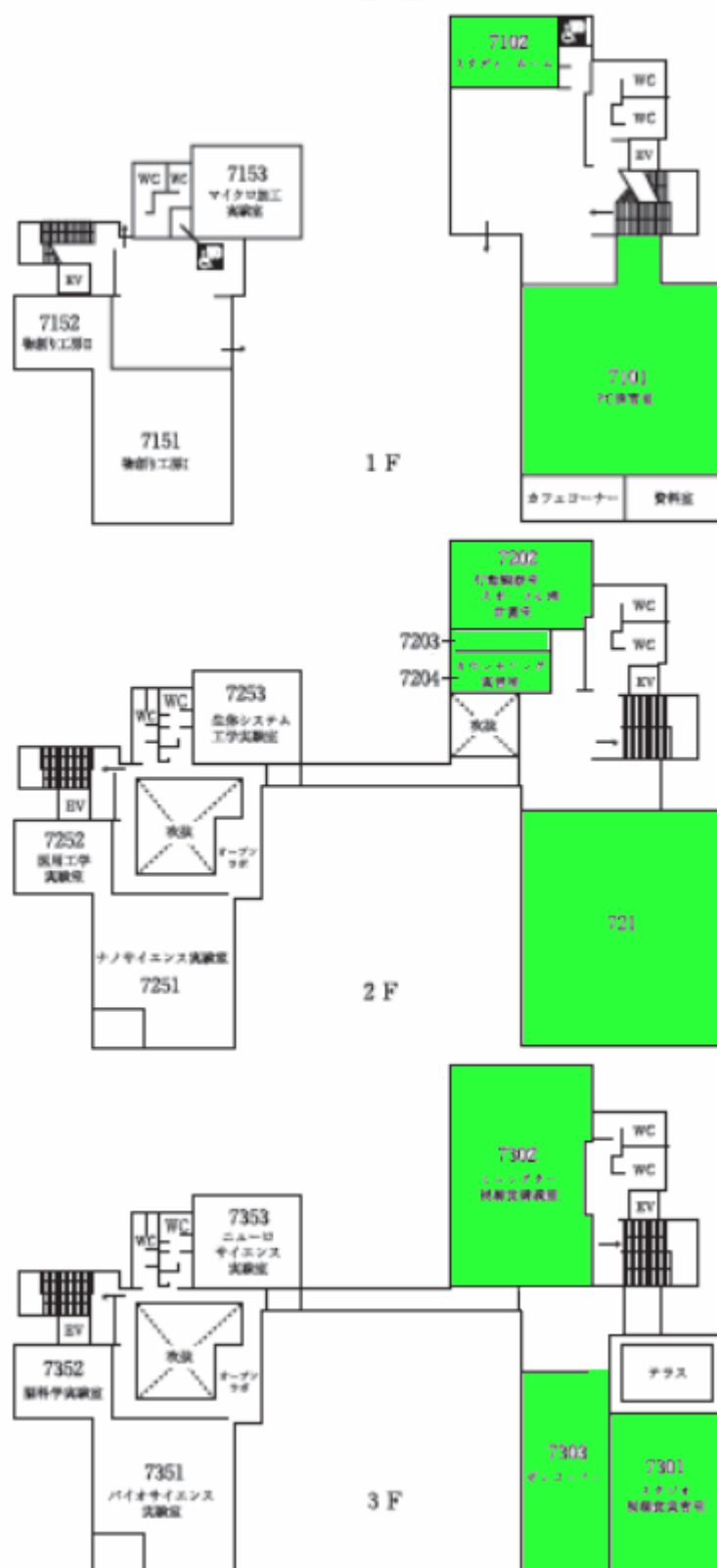


1 号館

学部・大学院共有
1307 教室
130.00m²

資料 10 大学院専有スペース

7号館



7号館

学部・大学院共有

7101 教室

PC 演習室

278.52m²

7102 教室

スタディールーム

54.82m²

721 教室

313.60m²

7202 教室

行動観察室・スポーツ心理計測室

86.88m²

7203 教室

14.00m²

7204 教室

カウンセリング実習室

26.84m²

7301 教室

スタジオ (視聴覚実習室)

121.82m²

7302 教室

ミニシアター (視聴覚講義室)

196.08m²

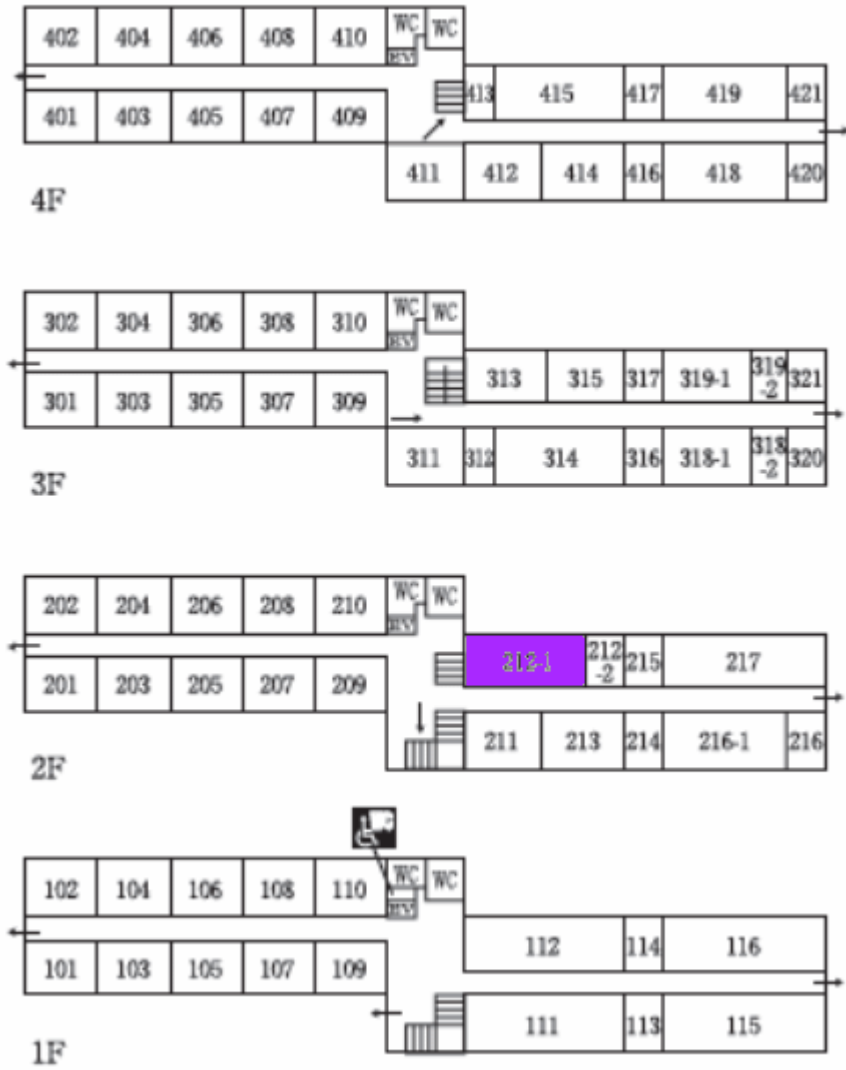
7303 スペース

ゼミコーナー

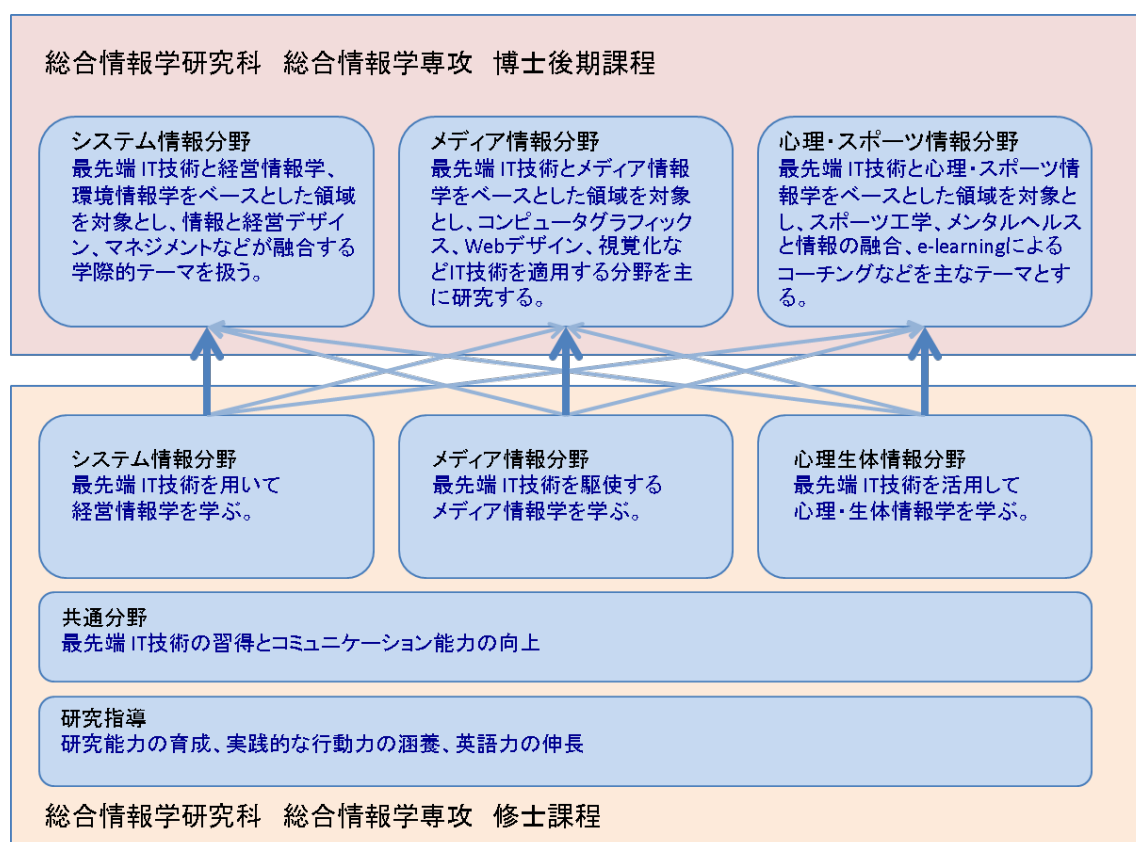
121.46m²

応化・情報実験棟

大学院専有室
2 1 2－1 教室
7 8. 8 0 m²



資料 1 1 修士課程と博士後期課程の関係



資料 1 2 入学試験 試験の種類と試験科目

入学試験区分	課程	専攻	試験内容	備考
一般	博士後期	総合情報学	・ 英語 ・ 面接 ・ 書類審査	

入学試験区分	課程	専攻	試験内容	備考
社会人	博士後期	総合情報学	・ 小論文 ・ 面接 ・ 書類審査	(英語の設問含む)

入学試験区分	課程	専攻	試験内容	備考
外国人留学生	博士後期	総合情報学	・ 面接 ・ 書類審査	

入学試験区分	課程	専攻	試験内容	備考
外国人留学生 渡日前	博士後期	総合情報学	・ 面接 ・ 書類審査	(オンラインビデオ通話を用い、 英語又は日本語で実施)

入学試験区分	課程	専攻	試験内容	備考
学内推薦	博士後期	総合情報学	・ 面接 ・ 書類審査	

資料 1 3 東洋大学大学院総合情報学研究科 メディアを利用して行う授業の
扱いに関する内規

東洋大学大学院総合情報学研究科
メディアを利用して行う授業の扱いに関する内規

平成29年 4 月 1 日
施行

改正 平成30年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この内規は、東洋大学大学院学則第 6 条の 4 第 2 項に基づき、メディアを利用して行う授業の対象科目とその運用に関する事項を定めることを目的とする。

(対象科目)

第 2 条 各専攻の対象科目は、別表に定めるとおりとする。

(実施方法)

第 3 条 対象科目の授業については、平成十三年文部科学省告示第五十一号(大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等)の通達に基づき、実施するものとする。開講にあたっては、指導方法について学生の履修登録前に研究科委員会で妥当性を審議し、承認を受けることとする。

2 前項の授業は、面接授業として同時開講することができる。

(対象学生)

第 4 条 メディアを利用して行う授業の履修を認める学生は、海外留学や長期インターンシップ等への参加のため通学できない事由・期間について、研究科として承認した者とする。

(履修方法等)

第 5 条 履修登録は、学生本人が履修登録期間内にしなければならない。

2 前項の履修登録と合わせて、学生は指導教員と入念にスケジュールや学修方法を打ち合わせしなければならない。

(受講方法)

第 6 条 前条の対象となる学生は、通学できないと承認された期間のみメディアを利用して行う授業として受講する。

2 前項以外の期間は、面接授業として受講する。

(規程の改正)

第 7 条 この内規の改正は、研究科委員会の議を経て研究科長の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表

対象科目

総合情報学専攻
総合情報学特別研究Ⅰ～Ⅳ
総合情報学特別輪講Ⅰ～Ⅳ
システム情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ
メディア情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ
心理・スポーツ情報特殊研究Ⅰ～Ⅵ
総合情報学研究指導